

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所

大阪市北区中之島 1 - 3 - 20
電 話 大 阪 6208-7444
購読料(送料とも) 月 1,250円

目 次

条 例

- 大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 3
- 大阪市立勤労青少年ホーム条例を廃止する条例 3
- 大阪市立勤労青少年いこいの家条例を廃止する条例 3
- 大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する
条例 3
- 大阪州市税条例の一部を改正する条例 3
- 大阪市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例 ... 11

規 則

- 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 11
- 単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に
関する規則 16
- 特別職の職員の期末手当に関する規則 18
- 大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規
則 19
- 大阪市立勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則 · 19
- 大阪市立勤労青少年いこいの家規則を廃止する規則 19
- 大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を
改正する規則 20
- 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等
に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則 ... 20
- 大阪市都市景観規則の一部を改正する規則 20

企 業 管 理 規 程

- 大阪市交通局契約規程の一部を改正する規程 22
- 大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する
規程 22

告 示

- 大阪都市計画地区計画（此花西部臨海地区地区計画）の
原案の縦覧 25
- 大阪港湾計画の変更の概要 26
- 放置自動車の処理 26
- 大阪都市計画事業此花西部臨海地区土地区画整理事業の
事業計画の変更 26
- 大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日 27
- 平成18年度大阪市国民健康保険料率の決定 27
- 落札者等の公示 27
- 同 28
- 同 28
- 同 28
- 同 29
- 同 29
- 同 29
- 大阪市立此花区民ホールの一部の供用休止 29
- 一般競争入札の執行（庁内情報利用パソコン等機器の借
入） 30
- 同（スクープエンド型軽四輪ダンプ車ほかの製造） 31

- 同（大阪市教育センター教育用コンテンツサーバ機器の
借入） 32
 - 開発行為に関する工事の完了 33
 - 同 33
 - 同 34
 - 同 34
 - 同 34
 - 同 35
 - 同 35
 - 同 36
 - 同 36
 - 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指
定 36
 - 同法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の
指定 36
 - 同法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止 37
 - 同法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の
廃止 37
 - 長居植物園の供用時間の変更の承認 37
 - 特定計量器の定期検査 37
 - 道路の位置指定 37
 - 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限
の緩和 38
 - 同 38
 - 市道の区域変更 38
 - 市道の供用開始 38
 - 放置自動車の処理 39
 - 同 40
 - 道路法違反物件の除却 41
 - 大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の
店舗の所在地変更 41
 - 大阪市立青少年会館のプールの休館日及び供用時間の承
認 41
- ### 公 告
- 一般競争入札の執行（中古小型乗用自動車ほかの売払い）
..... 42
 - 放置自動車の処理 43

公布された条例のあらまし

◇大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

- 1 郊外保育所及び小田町児童館ほか 9 施設を廃止することにしました。
- 2 この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行することになりました。
（平成18年大阪市条例第69号 健康福祉局児童施策部児童福祉課）

◇大阪市立勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

- 1 勤労青少年ホームを廃止することにしました。
- 2 この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行することになりました。
（平成18年大阪市条例第70号 健康福祉局児童施策部児童福祉課）

◇大阪市立勤労青少年いこいの家条例を廃止する条例

- 1 勤労青少年いこいの家を廃止することにしました。
- 2 この条例は、平成18年6月1日から施行することにした。
(平成18年大阪市条例第71号 健康福祉局児童施策部児童福祉課)

◇大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例

- 1 地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、通勤による災害に対する補償における通勤の範囲を改めることにしました。
- 2 必要な規定を整備することにした。
- 3 必要な経過措置を講ずることにした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することにした。
(平成18年大阪市条例第72号 総務局人事部厚生担当)

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の市民税について、平成20年度から、損害保険料控除を改組し、一定の損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料等の2分の1(2万5千円を限度とする。)を総所得金額等から控除する地震保険料控除を設けることにしました。
- 2 個人の市民税について、平成19年度以後の年度分の所得割(退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払に係るもの)の税率を6%に改めることにしました。
- 3 個人の市民税について、平成19年度から、調整控除を設けることにしました。
- 4 個人の市民税について、平成20年度から平成28年度までに限り、所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額につき、その5分の3に相当する金額を、所得割の額から控除することにした。
- 5 個人の市民税について、平成18年度をもって、定率による税額控除を廃止することにした。
- 6 市たばこ税について、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに係る税率を1,000本につき3,298円(現行2,977円)に改めることにしました。
- 7 市たばこ税について、平成18年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うことにしました。
- 8 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
(平成18年大阪市条例第73号 財政局主税部主税課)

◇大阪市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例

- 1 住吉老人福祉センターを廃止することにした。
- 2 この条例は、平成18年9月1日から施行することにした。
(平成18年大阪市条例第74号 健康福祉局高齢者施策部いきがい課)

公布された規則のあらまし

◇一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

- 1 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する事項を規則に定めることにしました。
- 2 この規則は、平成18年6月1日から施行することにした。
(平成18年大阪市規則第159号 総務局人事部給与担当)

◇単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

- 1 単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する事項を規則に定めることにしました。
- 2 この規則は、平成18年6月1日から施行することにした。
(平成18年大阪市規則第160号 総務局人事部給与担当)

◇特別職の職員の期末手当に関する規則

- 1 特別職の職員の期末手当の支給に関する事項を規則に定めることにしました。
- 2 この規則は、平成18年6月1日から施行することにした。
(平成18年大阪市規則第161号 総務局人事部給与担当)

◇大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 通勤による災害に対する補償における通勤の範囲に係る就業の場所から勤務場所への移動等について定めることにしました。
- 2 必要な規定を整備することにした。
- 3 必要な経過措置を講ずることにした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することにした。
(平成18年大阪市規則第165号 総務局人事部厚生担当)

◇労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することにした。
(平成18年大阪市規則第166号 総務局人事部厚生担当)

◇都市景観規則の一部を改正する規則

- 1 都市景観条例の一部改正に伴い、景観計画区域内における行為の届出の添付図書及び届出を要しない行為、景観地区における計画の認定申請の添付図書その他景観条例の施行に必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成18年10月1日から施行することにした。
(平成18年大阪市規則第167号 計画調整局開発企画部都市デザイン課)

公布された企業管理規程のあらまし

◇大阪市交通局契約規程の一部改正する規程

- 1 一般競争入札の公告について、局長が必要と認める場合には、インターネットを利用する方法により行うことができることにしました。
- 2 この規程は、平成18年6月1日から施行することにした。
(平成18年大阪市交通事業管理規程第50号 大阪市交通局総務部総務課)

◇大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

- 1 水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する事項を管理規程に定めることにしました。
- 2 この規程は、平成18年6月1日から施行することにした。
(平成18年大阪市水道事業管理規程第17号 水道局総務部給与・勤務条件担当)

条 例

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。
平成18年 5 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市条例第69号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。
第2条中「（児童厚生施設を除く。）」を削る。
第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。
別表保育所の項中大阪市立郊外保育所の項を削り、同表中児童厚生施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行する。
（平18.5.31揭示済）

大阪市立勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を公布する。
平成18年 5 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市条例第70号

大阪市立勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
大阪市立勤労青少年ホーム条例（昭和36年大阪市条例第39号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年6月1日から施行する。
（平18.5.31揭示済）

大阪市立勤労青少年いこいの家条例を廃止する条例を公布する。
平成18年 5 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市条例第71号

大阪市立勤労青少年いこいの家条例を廃止する条例
大阪市立勤労青少年いこいの家条例（昭和38年大阪市条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行する。
（平18.5.31揭示済）

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

大阪市条例第72号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例（昭和42年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 1の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の市規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（市規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（市規則で定める要件に該当するものに限る。）

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改め、同項ただし書中「市長が」を「市規則で」に改める。

第8条中「とき」を「ときにおいて」に、「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第11条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改め、同条第4項中「1に」を「いずれかに」に改める。

附則第2条の3第1項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第2条の4第1項中「市長の」を「市規則で」に改め、同条第2項中「障害の等級」を「障害等級」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条第3項中「市長の」を「市規則で」に改める。

別表第2等級欄中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考中「等級に応ずる身体障害に関して」を「障害等級に該当する身体障害」に、「の別表の例による」を「第29条第2項に定める障害等級に該当する障害とする」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市非常勤職員公務災害等補償条例第2条の2の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

（平18.6.1揭示済）

大阪市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

大阪市条例第73号

大阪市市税条例の一部を改正する条例
大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のよ

うに改正する。

第30条の2第2項第2号中「本節」を「この節」に改める。

第31条第3項中「本項」を「この項」に、「算定するものとする」を「算定する」に改め、同条第4項中「本節」を「この節」に改め、同項第2号中「本項」を「この項」に改め、同条第6項中「本項」を「この項」に改め、同条第7項中「第33条の2に規定する変動所得」を「変動所得（漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。）」に、「本項」を「この項」に、「控除するものとする」を「控除する」に改め、同条第9項中「本項」を「この項」に、「控除するものとする」を「控除する」に改める。

第32条第1項第1号中「本号において」を「この号において」に改め、同号ア中「本号」を「この号」に改め、同項第5号中「本号」を「この号」に改め、同号エ中「又は第8項第3号に掲げる」を「に掲げるもの又は政令で定める」に改め、同項第5号の2中「本号」を「この号」に改め、同項中第5号の3を次のように改める。

（5の3）前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第9条第1項第9号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（同年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の2分の1に相当する金額（その金額が25,000円を超える場合には、25,000円）

第32条第1項第6号中「第5項」を「第5項並びに第34条の4」に改め、同項第10号中「第4項」を「第4項及び第34条の4」に改め、同項第10号の2中「本号」を「この号」に改め、同項第11号中「第4項に」を「第4項及び第34条の4に」に、「430,000円」を「450,000円」に、「第5項」を「第5項並びに第34条の4」に改め、同条第4項中「している者」を「している者（第34条の4において「同居特別障害者」という。）」に、「660,000円」を「680,000円」に改め、同条第5項中「している者」を「している者（第34条の4において「同居直系尊属」という。）」に改め、同条第7項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第8項中「契約を」を「契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する1の保険契約若しくは共済に係る契約を」に改め、同項第1号中「第3号又は」を削り、同項第2号中「若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済」を「又は火災共済」に改め、同項中第3号を削る。

第33条中第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第33条の2を削る。

第34条の2中「又は合併」を削る。

第34条の3の次に次の1条を加える。

（調整控除）

第34条の4 所得割の納税義務者については、その者の第33条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

（1）当該納税義務者の第33条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

（ア） 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者	A Bに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき10,000円 B 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき100,000円
（イ） 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（ウに掲げる者を除く。）	10,000円
（ウ） 寡婦のうち法第292条第1項第11号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が5,000,000円以下である所得割の納税義務者	50,000円
（エ） 勤労学生である所得割の納税義務者	10,000円
（オ） 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者（カに掲げる者を除く。）	A Bに掲げる場合以外の場合 50,000円 B 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 100,000円
（カ） 同居特別障害者である控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	A Bに掲げる場合以外の場合 170,000円 B 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 220,000円
（キ） 自己と生計を一にする第32条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が450,000円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が10,000,000円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）	A Bに掲げる場合以外の場合 50,000円 B 当該配偶者の前年の合計所得金額が400,000円以上450,000円未満である場合 30,000円

(ク) 扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	A B及びCに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族 1 人につき50,000円 B 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族 1 人につき180,000円 C 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族 1 人につき100,000円	第35条の2第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかつた金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかつた金額を加えた金額)」を削り、「第33条の2及び前条第3項」を「第34条の4及び前条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかつた」を「控除することができなかつた」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。 3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。 第35条の2を第35条の4とし、第35条の次に次の2条を加える。 (住宅借入金等特別税額控除)
(ケ) 同居特別障害者である扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	A B及びCに掲げる場合以外の場合 当該扶養親族 1 人につき170,000円 B 当該扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族 1 人につき300,000円 C 当該扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族 1 人につき220,000円	第35条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この項において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
(コ) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	A Bに掲げる場合以外の場合 当該老人扶養親族 1 人につき130,000円 B 当該老人扶養親族が特別障害者である場合 当該特別障害者 1 人につき250,000円	第35条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この項において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が前号アの表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から2,000,000円を控除した金額

第35条の見出しを「(配当控除)」に改め、同条第1項中「利益の配当（所得税法第92条第1項）を「剰余金の配当（所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項において同じ。）、利益の配当（同条第1項）に、「本項において同じ。）、剰余金の分配」を「この項において同じ。）、剰余金の分配（同条第1項に規定する剰余金の分配をいう。以下この項において同じ。）」に、「本項において同じ。）若しくは」を「この項において同じ。）若しくは」に、「本項において同じ。）の」を「この項において同じ。）の」に、「する。以下本項」を「する。以下この項」に、「第2条第12項」を「第2条第13項」に、「本項において同じ。）が」を「この項において同じ。）が」に、「第33条の2」を「第34条の4」に改め、同項第1号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に、「本項」を「この項」に、「100分の2」を「100分の1.6」に、「100分の1」を「100分の0.8」に改め、同項第2号中「本項」を「この項」に、「本号」を「この号」に、「100分の1」を「100分の0.8」に、「100分の0.5」を「100分の0.4」に改め、同項第3号中「100分の0.5」を「100分の0.4」に、「100分の0.25」を「100分の0.2」に改め、同条第2項中「次条第1項」を「第35条の4第1項」に、「前条第3項」を「前条」に、「並びに前条第1項及び第3項」を「第35条第1項及び前条」に改め、同条第3項を削る。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項（同法第37条の11第1項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第41条の14第1項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地

方税法の特例等に関する法律第 3 条の 2 第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額及び租税特別措置法第10条から第10条の 7 までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の 2 の 2、第41条の18若しくは第41条の19の 2、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 2 条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項中「及び前条」とあるのは「、第35条の 2 第 1 項及び前条」とする。

3 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月15日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を市長に提出した場合に限り、適用する。

4 所得割の納税義務者が第38条第 1 項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して市長に提出することができる。

5 前項の場合において、第 3 項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

(外国税額控除)

第35条の 3 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は府民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第 1 項の控除限度額及び法第37条の 2 の控除の限度額で政令で定めるものを超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）をその者の第33条及び第34条の 4 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第37条第 1 項ただし書中「損害保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額」を「地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額」に改め、同項第 5 号中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条第 5 項中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に、「もの」を「もの又は同条第 4 項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」に改める。

第53条第 3 項中「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 4 項、第 7 項、第 8 項、第11項、第12項、第15項及び第16項中「本項」を「この項」に改める。

第53条の 8 を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第53条の 8 分離課税に係る所得割の税率は、100分の 6 とする。

第53条の12第 1 項第 1 号中「から退職所得控除額を控除した残額に应ずる別表に掲げる」を「について第53条の 7 及び第53条の 8 の規定を適用して計算した」に改め、同項第 2 号中「から退職所得控

除額を控除した残額に应ずる別表に掲げる税額を求め、その」を「について第53条の 7 及び第53条の 8 の規定を適用して計算した」に改め、同条第 2 項中「から退職所得控除額を控除した残額に应ずる別表に掲げる」を「について第53条の 7 及び第53条の 8 の規定を適用して計算した」に改める。

第53条の15中「から退職所得控除額を控除した残額に应ずる別表に掲げる」を「について第53条の 7 及び第53条の 8 の規定を適用して計算した」に、「適用しないものとする」を「適用しない」に改める。

第53条の15の 2 第 1 項中「相当する市民税の」を「相当する」に改め、同項第 1 号中「100分の 9」を「100分の 7.2」に改め、同項第 2 号中「本項」を「この項」に改め、「市民税の」を削り、同条第 4 項中第 5 号を削り、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、「市民税の」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号中「第35条第 1 項及び第 3 項並びに第35条の 2 第 1 項」を「第34条の 4、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 及び第35条の 4 第 1 項」に、「これらの規定」を「第34条の 4」に改め、「場合の」及び「市民税の」を削り、「額」と、を「額」と、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 及び第35条の 4 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の 2 第 1 項の規定による所得割の額」と、に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第28条の 4 第 5 項第 2 号の規定により適用されるところによる。

第53条の15の 3 第 1 項中「市民税の」を削り、「本条」を「この条」に、「附則第35条の 4 第 1 項」を「附則第35条の 4 第 4 項」に、「100分の 3.4」を「100分の 3」に改め、同条第 2 項中第 5 号を削り、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、「市民税の」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号中「第35条第 1 項及び第 3 項並びに第35条の 2 第 1 項」を「第34条の 4、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 及び第35条の 4 第 1 項」に、「これらの規定」を「第34条の 4」に改め、「場合の」及び「市民税の」を削り、「額」と、を「額」と、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 及び第35条の 4 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の 3 第 1 項の規定による所得割の額」と、に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第41条の14 第 2 項第 2 号の規定により適用されるところによる。

第53条の15の 4 第 1 項中「市民税の所得割」を「所得割」に、「本項」を「この項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条第 2 項中「附則第35条の 4 の 2 第 2 項」を「附則第35条の 4 の 2 第 8 項」に改める。

第53条の16第 1 項中「市民税の所得割の」を「所得割の」に、「附則第34条第 1 項」を「附則第34条第 4 項」に、「次条及び第53条の16の 4」を「次条第 1 項及び第 2 項並びに第53条の16の 4 第 1 項」に、「100分の 3.4 に相当する市民税の」を「100分の 3 に相当する金額に相当する」に、同条第 2 項中「附則第34条第 1 項」を「附則第34条第 4 項」に改め、同条第 3 項中第 5 号を削り、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、「市民税の」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号中「第35条第 1 項及び第 3 項並びに第35条の 2 第 1 項」を「第34条の 4、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 及び第35条の 4 第 1 項」に、「これらの規定」を「第34条の 4」に改め、「場合の」及び「市民税の」を削り、

「額」と、」を「額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3及び第35条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の16第1項の規定による所得割の額」と、」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。

第53条の16の2第1項中「本条」を「この条」に改め、「市民税の」を削り、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号中アを次のように改める。

ア 480,000円

第53条の16の2第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「第7項において同じ。」及び「市民税の」を削り、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改め、同条第7項中「確定優良住宅地等予定地」を「同項に規定する確定優良住宅地等予定地」に改める。

第53条の16の3中「第31条の2第2項第9号から第14号まで」を「第31条の2第2項第11号から第16号まで」に改める。

第53条の16の4第1項中「市民税の」を削り、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号中アを次のように改める。

ア 1,440,000円

第53条の16の4第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改める。

第53条の17第1項中「100分の6」を「100分の5.4」に改め、「市民税の」を削り、同条第2項中「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に改め、同条第3項中「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条中第4項を次のように改める。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第32条第4項によつて準用される同法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の17第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3及び第35条の4第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の17第1項の規定による所得割の額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3及び第35条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の17第1項の規定による所得割の額」と、第35条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の17第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。
- (4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の17第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (5) 附則第101項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに第53条の17第1項の規定による所得割の額」とする。

第53条の18第1項中「市民税の」を削り、「第37条の10第2項」を「第

37条の10第1項」に、「(以下この項、次条第2項並びに第53条の18の4において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条第1項及び第2項並びに第53条の18の3第1項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第3項において「株式等に係る譲渡所得等」という。)」を「に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「金額(」を「金額(当該所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第31条第13項の規定により同条第12項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定する。」に改め、「第5項並びに」を削り、「附則第35条の2第9項において準用する同条第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「市民税の」を削り、「除く。))は、」を「除く。))その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額及び租税特別措置法第37条の10第4項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。))は、前項に規定する」に、「前項」を「同項」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項及び第6項を削り、同条第7項中第5号を削り、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、「市民税の」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、同項第2号中「第35条第1項及び第3項並びに第35条の2第1項」を「第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3及び第35条の4第1項」に、「これらの規定」を「第34条の4」に改め、「場合の」及び「市民税の」を削り、「の額」と、」を「の額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3及び第35条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の18第1項の規定による所得割の額」と、」に改め、「第35条の2第1項中「同条第13項」とあるのは「第53条の18第6項」と」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第37条の10第6項第4号の規定により適用されるところによる。

第53条の18中第7項を第4項とする。

第53条の18の3第1項中「及び次条」を「、次条及び第53条の18の5」に改め、「市民税の」を削り、「額は、第53条の18第1項前段」を「額は、同項前段」に改め、「において準用する同条第1項」を削り、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第2項中「第53条の18第7項」を「第53条の18第4項」に改める。

第53条の18の4第1項中「市民税の」を削り、「同じ」を「〔特定口座〕という」に改め、同条第2項中「市民税の」及び「同項第1号に規定する」を削る。

第53条の18の5第1項中「市民税の所得割」を「所得割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第2項中「附則第35条の2の6第7項において準用する同条第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に改め、同条第3項中「第53条の18及び第53条の18の3」を「第53条の18第1項から第3項まで及び第53条の18の3第1項」に、「金額。」と、」を「金額とし、」と、」に改め、同条第4項中「法附則第35条の2の6第7項において準用する同条第2項」を「第53条の18の5第2項」に、「第53条の18の5第1項」を「同条第1項」に改める。

第53条の19第1項中「市民税の」を削り、「あつたものを除く。以下この条を「あつたものを除く。第3項、第4項及び第8項」に改め、同条第3項中「市民税の所得割」を「所得割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第4項中「附則第35条の3第12項において準用する同条第4項」を「附則第35条の3第14項」に改め、同条第5項中「第53条の18及び第53条の18の3」を「第53条の18第1項から第3項まで及び第53条の18の3第1項」に、「金額。」と、「」を「金額とし、」と、「」に改め、同条第6項中「法附則第35条の3第12項において準用する同条第4項」を「第53条の19第4項」に、「第53条の19第3項」を「同条第3項」に改める。 第54条第1項中「定の」を「定め」に改め、同条第6項から第9項までの規定中「本項」を「この項」に改める。 第59条中「第348条第2項本文」を「第348条第2項本文又は法附則第14条」に改める。 第60条中「第348条第2項各号」を「第348条第2項各号又は法附則第14条各項」に、「同項本文」を「法第348条第2項本文又は法附則第14条」に、「当該各号」を「これらの規定」に改める。 第100条中「2,743円」を「3,064円」に改める。 第135条第2項中「第51項から第55項まで」を「第51項から第55項まで、第58項若しくは第59項」に改める。 附則第101項中「第33条の2」を「第34条の4」に改める。 附則第102項中「第35条の2第1項」を「第35条の4第1項」に、「前条第3項」を「前条」に改める。 附則第103項中「市民税の」を削り、「附則第4条第8項において準用する同条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「本項」を「この項」に、「第53条の16第1項後段」を「第53条の16第1項後段及び第3項第1号」に改める。 附則第105項中「市民税の所得割」を「所得割」に、「附則第4条第8項において準用する同条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「本項」を「この項」に、「附則第4条第8項において準用する同条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「附則第4条第8項において準用する同条第4項第3号」を「附則第4条第1項第3号」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に改める。 附則第106項中「市民税の」を削り、「本項」を「この項」に、「附則第4条第8項において準用する同条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に改める。 附則第107項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。 附則第107項の2中「附則第4条第8項において準用する同条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「本項」を「この項」に改める。 附則第107項の4中「市民税の」を削り、「附則第4条の2第8項において準用する同条第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に、「本項」を「この項」に改める。 附則第107項の6中「市民税の所得割」を「所得割」に、「附則第4条の2第8項において準用する同条第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「本項」を「この項」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に改める。 附則第107項の7中「市民税の」を削り、「本項」を「この項」に、「附則第4条の2第8項において準用する同条第4項第1号」を「附	則第4条の2第1項第1号」に改める。 附則第107項の8第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。 附則第108項中「同項」を「これら」に改める。 附則第110項を次のように改める。 110 削除 附則第111項を削り、附則第110項の2を附則第111項とし、附則第110項の次に次の2項を加える。 (分離課税に係る所得割の額の特例等) 110の2 第26条第1項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の7及び第53条の8の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。 110の3 前項の規定の適用がある場合における第53条の12及び第53条の15の規定の適用については、これらの規定中「第53条の8」とあるのは「第53条の8並びに附則第110項の2」とする。 附則第113項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「2,977円」を「3,298円」に改める。 附則第114項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。 附則第115項から第118項までを削る。 別表を削る。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第100条の改正規定並びに附則第113項及び第114項の改正規定並びに附則第12項から第17項までの規定 平成18年7月1日 (2) 第37条第5項、第53条の8、第53条の12及び第53条の15の改正規定、附則第110項の次に2項を加える改正規定並びに別表を削る改正規定並びに附則第3項の規定 平成19年1月1日 (3) 第31条第7項、第32条第1項第6号、第10号及び第11号、第4項並びに第5項並びに第33条の改正規定、第33条の2を削る改正規定、第34条の3の次に1条を加える改正規定、第35条の見出しの改正規定、同条第1項の改正規定（「第33条の2」を「第34条の4」に改める部分、同項第1号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第2号及び第3号の改正規定に限る。）、同条第2項の改正規定、同条中第3項を削る改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第35条の2の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分を除く。）、第37条第1項の改正規定（同項中第6号を削り、第7号を第6号とする部分に限る。）並びに第53条の15の2から第53条の18まで及び第53条の18の3から第53条の19までの改正規定並びに附則第101項から第103項まで、第105項から第107項の2まで、第107項の4及び第107項の6から第108項までの改正規定並びに附則第115項から第118項までを削る改正規定並びに次項、附則第8項から第11項まで及び第18項の規定 平成19年4月1日 (4) 第135条第2項の改正規定（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第15条第59項に係る部分に限る。） 平成19年10月1日 (5) 第32条第1項第5号及び第5号の3、第7項並びに第8項の改正規定並びに第37条第1項の改正規定（同項中第6号を削り、
---	--

第 7 号を第 6 号とする部分を除く。)並びに附則第 4 項から第 6 項までの規定 平成20年 1 月 1 日 (6) 第35条の 2 の改正規定(「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3」に改める部分に限る。)及び附則第110項の改正規定並びに附則第 7 項の規定 平成20年 4 月 1 日 (7) 第135条第 2 項の改正規定(法附則第15条第58項に係る部分に限る。) 市長が定める日 (市民税に関する経過措置) 2 この条例による改正後の大阪市市税条例(以下「新条例」という。)第32条第 1 項第11号及び第 4 項、第33条第 1 項、第34条の 4、第35条第 1 項、第53条の15の 3 第 1 項、第53条の16第 1 項、第53条の16の 2 第 1 項、第53条の16の 4 第 1 項、第53条の17第 1 項及び第 3 項、第53条の18第 1 項並びに第53条の18の 3 第 1 項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第53条の 6 の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び附則第 8 項において同じ。)に関する部分は、平成19年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等(同条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年 1 月 1 日から同年 3 月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、大阪市市税条例附則第117項の規定は、適用しない。 4 新条例第32条第 1 項第 5 号及び第 5 号の 3、第 7 項並びに第 8 項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 5 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(この条例による改正前の大阪市市税条例(以下「旧条例」という。)第32条第 1 項第 5 号の 3 に規定する損害保険契約等であって、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年 1 月 1 日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期(これらの期間の定めのないものにあつては、その効力を生ずる日)が平成19年 1 月 1 日以後であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に係る損害保険料(同号に規定する損害保険料をいう。以下この項において同じ。)を支払った場合には、新条例第32条第 1 項第 5 号の 3 の規定により控除する金額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同項第 5 号の 3 の規定を適用する。この場合において、同号中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」と、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払った」とあるのは「又は大阪市市税条例の一部を改正する条例(平成18年大阪市条例第73号)附則第 5 項に規定する長期損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払った」と、同条第 7 項中「同項第 5 号の 3」とあるのは「同項第 5 号の 3 (大阪市市税条例の一部を改正する条例(平成18年大阪市条例第73号)附則第 5 項にお	いて適用する場合を含む。)」とする。 (1) 前年中に支払った地震保険料等(新条例第32条第 1 項第 5 号の 3 に規定する地震保険料(以下この項において「地震保険料」という。)及び長期損害保険契約等に係る損害保険料(以下この項において「旧長期損害保険料」という。)をいう。以下この項において同じ。)に係る契約のすべてが同号に規定する損害保険契約等(以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。)に該当するものである場合 その支払った当該損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額(前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(地震保険料に係る部分の金額に限る。)を控除した残額。第 3 号において同じ。)の 2 分の 1 に相当する金額(その金額が25,000円を超える場合には、25,000円) (2) 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合 その支払った旧長期損害保険料の金額の合計額(前年中において長期損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は長期損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧長期損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この号及び次号において同じ。)が 5,000円以下である場合にあっては当該旧長期損害保険料の金額の合計額、当該旧長期損害保険料の金額の合計額が 5,000円を超える場合にあっては 5,000円にその超える金額(その金額が10,000円を超えるときは、10,000円)の 2 分の 1 に相当する金額を加算した金額 (3) 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のうちに第 1 号に規定する契約と前号に規定する契約とがある場合 その支払った第 1 号に規定する契約に係る地震保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額と、その支払った前号に規定する契約に係る旧長期損害保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額との合計額(当該合計額が25,000円を超える場合には、25,000円) 6 前項各号に掲げる金額を計算する場合において、1 の損害保険契約等又は 1 の長期損害保険契約等が同項第 1 号又は第 2 号に規定する契約のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか 1 の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。 7 新条例第35条の 4 の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 8 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第33条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この項において「合計課税所得金額」という。)が、新条例第34条の 4 第 1 号ア又は第 2 号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例第53条の15の 3 第 1 項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例第53条の16第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例第53条の17第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額及び新条例第53条の18第 1 項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第 7 号。以下「平
--	---

成18年改正法」という。) 附則第26条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この項において「新租税条約実施特例法」という。) 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額(同条第11項第4号の規定により読み替えて適用される平成18年改正法第1条の規定による改正後の法(以下「新法」という。) 第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び新租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(同条第14項第4号の規定により読み替えて適用される新法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額が、新条例第34条の4第1号又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)を、新条例、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分(新条例第35条の4の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額する。

(1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第33条の規定による所得割の額から新条例第34条の4の規定による控除額を控除した金額

(2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第33条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧条例附則第117項の規定により読み替えられた旧条例第33条第1項の規定を適用して計算した所得割の額

9 大阪州市税条例の一部を改正する条例(平成17年大阪市区条例第58号)附則第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「0とする。」とあるのは「0とする。」の3分の2に相当する金額」と、「新条例、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分(新条例第35条の4の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額」とあるのは「大阪州市税条例の一部を改正する条例(平成17年大阪市区条例第58号)附則第6項の規定による所得割の額」とする。

10 附則第8項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日(同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日)までの間に、市長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。

11 前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき附則第8項の規定を適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

12 平成18年7月1日(次項及び附則第14項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

13 指定日前に法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第99条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第17項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の

一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき321円

(2) 新条例附則第114項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円

14 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、市長に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の本数により算出した前項の規定による市たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

16 附則第13項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中市たばこ税に関する部分(新条例第100条の2、第101条の2、第101条の3及び第101条の6の規定を除く。)を適用する。

第99条の3第2項	前項	大阪州市税条例の一部を改正する条例(平成18年大阪市区条例第73号。以下この節において「平成18年改正条例」という。)附則第13項
第101条の4第1項	第101条の2第1項又は第2項の規定によつて申告書	平成18年改正条例附則第14項の規定によつて申告書
	第101条の2第1項又は第2項の規定によつて申告納付する	平成18年改正条例附則第14項及び第15項の規定によつて申告納付する
第101条の4第2項	第101条の2第1項若しくは第2項	平成18年改正条例附則第14項

17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由に

より、市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第13項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第101条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第101条の2の規定により市長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(大阪州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

18 大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成17年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第35条の2第1項」を「第35条の4第1項」に、「第33条の2及び前条第3項」を「第34条の4及び前条」に改める。
(平18.6.1 揭示済)

~~~~~

大阪市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

#### 大阪市条例第74号

大阪市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例

大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第12条」を「第11条」に、「代行センター（大阪市立住吉老人福祉センター（以下「住吉老人福祉センター」という。）以外のセンターをいう。以下同じ。）」を「センター」に、「代行センターに」を「センターに」に改め、同条中第4項を削る。

第5条第2項中「代行センター」を「センター」に改め、同条中第3項を削る。

第6条から第9条までの規定中「代行センター」を「センター」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条中「代行センター」を「センター」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「代行センター」を「センター」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「代行センター」を「センター」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「第17条」を「第16条」に、「代行センター」を「センター」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1号中「代行センターに係る」を削り、同条第3号中「代行センター」を「センター」に改め、同条を第19条とし、第21条を削り、第22条を第20条とする。

別表第1中大阪市立住吉老人福祉センターの項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成18年 9 月 1 日から施行する。

(平18.6.1 揭示済)

## 規 則

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則を公布する。

平成18年 5 月31日

大阪市長 關 淳 一

#### 大阪市規則第159号

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成4年大阪市条例第85号。以下「条例」という。)第1条第1号に掲げる規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象外職員)

**第2条** 条例第2条第1項及び第3条第1項の市規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 基準日（条例第2条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）の有効期間中の職員

(2) 基準日において職員の分限に関する条例（昭和26年大阪市条例第88号。以下「分限条例」という。）第3条の規定により休職中の職員

(支給日)

**第3条** 条例第2条第1項及び第3条第1項の市規則で定める日（以下「支給日」という。）は、6月に支給する場合においては同月30日、12月に支給する場合においては同月10日（これらの日が日曜日に当たるときはその前々日、これらの日が土曜日に当たるときはその前日）とする。ただし、特別の事情があるときは、支給日を変更することがある。

(調査対象期間)

**第4条** 条例第2条第2項の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）は、基準日以前6箇月の期間のうち、条例第1条第1号に掲げる規定の適用を受ける職員としての引き続いた在職期間とする。

2 基準日以前6箇月の期間において、次の各号に掲げる者から引き続いて条例第1条第1号に掲げる規定の適用を受ける職員となった者の当該各号に掲げる者としての引き続いた在職期間は、調査対象期間とみなす。

(1) 条例第1条第3号に掲げる条例の適用を受ける職員

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の適用を受ける職員

(3) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第10条に規定する退職派遣者（公益法人等派遣条例第8条に規定する特定法人から各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>与の支給を受けていない者に限る。)</p> <p>(4) 職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号。以下「府条例」という。)の適用を受ける学校事務職員又は学校栄養職員のうち、総務局長が定めるもの</p> <p>(5) 府条例の適用を受ける校長又は教員</p> <p>(6) 本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員又は職員<br/>(欠勤等の事由)</p> <p><b>第5条</b> 条例第2条第2項の市規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 欠勤</p> <p>(2) 法第28条第2項の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。)</p> <p>(3) 法第29条の規定による停職</p> <p>(4) 専従許可の有効期間中であること</p> <p>(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業</p> <p>(6) 分限条例第3条の規定による休職</p> <p>(7) 公益法人等派遣条例第2条第1項の規定による派遣(同項各号に掲げるものから各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けた場合に限る。)</p> <p>(基礎額の端数計算)</p> <p><b>第6条</b> 条例第2条第2項の期末手当基礎額(以下「期末手当基礎額」という。)並びに条例第3条第2項の勤勉手当基礎額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。<br/>(期末手当)</p> <p><b>第7条</b> 条例第2条第2項の市規則で定める割合は、同項第1号に掲げる職員にあっては別表第1の実勤務日数欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合とし、同項第2号に掲げる職員(以下「再任用職員」という。)にあっては別表第2の1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける実勤務日数欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合とする。</p> <p>2 条例第2条第2項第1号の市規則で定める職員は、職員の管理職手当に関する規則(昭和55年大阪市規則第16号。以下「管理職手当規則」という。)第2条第1項第7号の規定の適用を受ける職員、東京事務所副所長の職にある職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項に規定する特定任期付職員とする。</p> <p>3 条例第2条第4項(条例第3条第3項において準用する場合を含む。以下この項から第5項までにおいて同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市規則で定める職員は、別表第3の給料表欄の区分に応じ同表の職員欄に定める職員(法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)とし、条例第2条第4項の市規則で定める割合は、同欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合(総務局長が職務の複雑、困難、責任の度及び他の職員との権衡を考慮して特に必要と認める職員にあっては、総務局長が定める割合)とする。</p> <p>4 条例第2条第4項の市規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、基準日において管理職手当規則の適用を受ける職員(係長(担当係長、係に相当する事業所の長その他これらに相当する職にある者を含む。以下同じ。)の職を兼務する副参事を除く。)とする。</p> | <p>5 条例第2条第4項の市規則で定める額は、基準日において同項の市規則で定める管理又は監督の地位にある職員が受けるべき管理職手当の月額(管理職手当規則第2条第2項の規定により加算される額を除く。)とする。</p> <p>6 任期付職員条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する条例第2条第4項の市長が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 任期付職員条例第4条第1項の給料表(以下「特定任期付職員給料表」という。)の6号給若しくは7号給を受ける職員又は同条第3項の適用を受ける職員 管理職手当規則第2条第1項第1号に掲げる額</p> <p>(2) 特定任期付職員給料表の5号給を受ける職員 管理職手当規則第2条第1項第3号に掲げる額</p> <p>(3) 特定任期付職員給料表の4号給を受ける職員 管理職手当規則第2条第1項第5号に掲げる額</p> <p>(4) 特定任期付職員給料表の3号給を受ける職員 管理職手当規則第2条第1項第6号に掲げる額</p> <p>(5) 特定任期付職員給料表の1号給又は2号給を受ける職員 管理職手当規則第2条第1項第7号に掲げる額</p> <p>7 条例第2条第5項(条例第3条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の市規則で定める特別の事由は、次の各号に掲げる事由とし、条例第2条第5項の市規則で定める額は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第29条の規定による懲戒処分(免職を除く。)を受けたこと 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 期末手当 期末手当基礎額に100分の60の範囲内で処分の内容を勘案して総務局長が定める割合を乗じて得た額からこの号の規定の適用がないものとして条例第3条第2項及び第3項の規定により算定される額(以下「減額前の勤勉手当支給額」という。)を減じた額(その額が0以下になる場合にあっては、0)</p> <p>イ 勤勉手当 期末手当基礎額に100分の60の範囲内で処分の内容を勘案して総務局長が定める割合を乗じて得た額(その額が減額前の勤勉手当支給額を超える場合にあっては、減額前の勤勉手当支給額)</p> <p>(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年大阪市条例第14号。以下「外国機関等派遣条例」という。)第2条の規定により派遣された期間があること 条例第2条第2項各号に定める額(条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額にあっては、同条第2項各号に定める額)に、外国機関等派遣条例第4条の規定による給与の額を勘案して総務局長が定める割合及び調査対象期間における所定の勤務日の日数に対する外国機関等派遣条例第2条の規定により派遣された期間における所定の勤務日の日数の割合(その割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を乗じて得た額</p> <p>(3) 大阪市職員健康診断規則(昭和27年大阪市規則第54号)第6条第1項の規定による勤務停止を受けたこと(条例第2条第1項の規定の適用を受ける職員の期末手当の額にあっては、同条第2項に規定する実勤務日数から勤務停止を受けた日の日数(以下「勤務停止日数」という。)を減じた日数が89日(再任用職員にあっては、総務局長が定める日数)以上である場合を除く。) 条例第2条第2項から第4項までの規定により算定される額(条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額にあっては、同条第2項及び第3項の規定により算定され</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

る額) から、条例第 2 条第 2 項各号に定める額 (条例第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額にあっては、同条第 2 項各号に定める額) に調査対象期間における所定の勤務日の日数に対する勤務停止日数の割合を勘案して総務局長が定める割合を乗じて得た額を減じた額

(勤勉手当)

**第 8 条** 条例第 3 条第 2 項の市規則で定める割合は、同項第 1 号に掲げる職員にあっては別表第 4 の欠勤等の日数欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合とし、再任用職員にあっては別表第 5 の 1 週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける欠勤等の日数欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合とする。

2 前項の場合において、基準日以前 6 箇月の期間において採用された職員 (再任用職員以外の職員から引き続き再任用職員となった者及び再任用職員で任期の更新を行ったものを除く。以下「中途採用者」という。) については、採用前の日数 (中途採用者が基準日以前 6 箇月の全期間を引き続き在職したとみなした場合の当該採用前の期間における所定の勤務日の日数をいう。) を欠勤等の日数とみなして、別表第 4 及び別表第 5 の規定を適用する。

(施行の細目)

**第 9 条** この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

**別表第 1** (第 7 条関係)

| 実勤務日数      | 割 合             |
|------------|-----------------|
| 89日以上      | 100分の100        |
| 66日以上88日以下 | 100分の95         |
| 32日以上65日以下 | 100分の75         |
| 12日以上31日以下 | 100分の60         |
| 6日以上11日以下  | 100分の50         |
| 5日以下       | 総務局長がその都度決定する割合 |

**別表第 2** (第 7 条関係)

| 実勤務日数                       |                             |                             |                             |                             | 割 合             |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 5 日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 4 日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 3 日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 2 日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 1 日である場合 |                 |
| 89日以上                       | 71日以上                       | 53日以上                       | 36日以上                       | 18日以上                       | 100分の100        |
| 66日以上88日以下                  | 53日以上70日以下                  | 40日以上52日以下                  | 26日以上35日以下                  | 13日以上17日以下                  | 100分の95         |
| 32日以上65日以下                  | 26日以上52日以下                  | 19日以上39日以下                  | 13日以上25日以下                  | 6日以上12日以下                   | 100分の75         |
| 12日以上31日以下                  | 10日以上25日以下                  | 7日以上18日以下                   | 5日以上12日以下                   | 3日以上5日以下                    | 100分の60         |
| 6日以上11日以下                   | 5日以上9日以下                    | 4日以上6日以下                    | 3日又は4日                      | 2日                          | 100分の50         |
| 5日以下                        | 4日以下                        | 3日以下                        | 2日以下                        | 0日又は1日                      | 総務局長がその都度決定する割合 |

**別表第 3** (第 7 条関係)

| 給 料 表  | 職 員                                                                                                   | 割 合       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 行政職給料表 | (1) 職務の級が10級又は 9 級である職員                                                                               | 100分の20   |
|        | (2) 職務の級が 8 級である職員のうち管理職手当規則第 2 条第 1 項第 5 号の規定の適用を受けるもの                                               |           |
|        | (3) 前号に掲げる職員のほか、職務の級が 8 級である職員                                                                        | 100分の15   |
|        | (4) 職務の級が 7 級である職員のうち管理職手当規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定の適用を受けるもの                                               |           |
|        | (5) 前号に掲げる職員のほか、職務の級が 7 級である職員                                                                        | 100分の10   |
|        | (6) 職務の級が 6 級である職員                                                                                    |           |
|        | (7) 職務の級が 5 級である職員のうち、係長の職の経験が 6 年以上、在級の年数が 6 年以上又は年齢が 54 歳以上であるもの                                    |           |
|        | (8) 職務の級が 5 級である職員 (前号に掲げる職員を除く。) のうち、係長の職の経験が 4 年以上 6 年未満、在級の年数が 4 年以上 6 年未満又は年齢が 51 歳以上 54 歳未満であるもの | 100分の 7.5 |
|        | (9) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 5 級である職員                                                                     | 100分の 5   |
|        | (10) 職務の級が 4 級である職員                                                                                   |           |
|        | (11) 職務の級が 3 級である職員のうち年齢が 43 歳以上であるもの                                                                 |           |
| 研究職給料表 | (1) 職務の級が 5 級である職員                                                                                    | 100分の 20  |
|        | (2) 職務の級が 4 級である職員のうち管理職手当規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定の適用を受けるもの                                               | 100分の 15  |
|        | (3) 前号に掲げる職員のほか、職務の級が 4 級である職員                                                                        | 100分の 10  |
|        | (4) 職務の級が 3 級である職員のうち、係長の職の経験が 4 年以上、在級の年数が 5 年以上又は年齢が 54 歳以上であるもの                                    |           |

|  |           |                                                                                                     |            |
|--|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|  |           | (5) 職務の級が 3 級である職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、係長の職の経験が 3 年以上 4 年未満、在級の年数が 3 年以上 5 年未満又は年齢が 51 歳以上 54 歳未満であるもの | 100 分の 7.5 |
|  |           | (6) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 3 級である職員                                                                   | 100 分の 5   |
|  |           | (7) 職務の級が 2 級である職員のうち、年齢が 43 歳以上であるもの又は職務の複雑、困難、責任の度及び他の職員との権衡を考慮して総務局長が特に必要と認めるもの                  |            |
|  | 医療職給料表(1) | (1) 職務の級が 4 級である職員                                                                                  | 100 分の 20  |
|  |           | (2) 職務の級が 3 級である職員のうち管理職手当規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定の適用を受けるもの                                             | 100 分の 15  |
|  |           | (3) 前号に掲げる職員のほか、職務の級が 3 級である職員                                                                      | 100 分の 10  |
|  |           | (4) 職務の級が 2 級である職員のうち係長の職の経験が 4 年以上であるもの                                                            |            |
|  |           | (5) 職務の級が 2 級である職員のうち係長の職の経験が 3 年以上 4 年未満であるもの                                                      | 100 分の 7.5 |
|  |           | (6) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 2 級である職員                                                                   | 100 分の 5   |
|  |           | (7) 職務の級が 1 級である職員のうち、年齢が 43 歳以上であるもの又は職務の複雑、困難、責任の度及び他の職員との権衡を考慮して総務局長が特に必要と認めるもの                  |            |
|  | 医療職給料表(2) | (1) 職務の級が 6 級である職員のうち管理職手当規則第 2 条第 1 項第 5 号の規定の適用を受けるもの                                             | 100 分の 15  |
|  |           |                                                                                                     |            |
|  |           | (2) 前号に掲げる職員のほか、職務の級が 6 級である職員                                                                      | 100 分の 10  |
|  |           | (3) 職務の級が 5 級である職員                                                                                  |            |
|  |           | (4) 職務の級が 4 級である職員のうち、係長の職の経験が 6 年以上、在級の年数が 6 年以上又は年齢が 54 歳以上であるもの                                  | 100 分の 7.5 |
|  |           | (5) 職務の級が 4 級である職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、係長の職の経験が 4 年以上 6 年未満、在級の年数が 4 年以上 6 年未満又は年齢が 51 歳以上 54 歳未満であるもの | 100 分の 7.5 |
|  |           | (6) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 4 級である職員                                                                   | 100 分の 5   |
|  |           | (7) 職務の級が 3 級である職員                                                                                  |            |
|  |           | (8) 職務の級が 2 級である職員のうち年齢が 43 歳以上であるもの                                                                |            |
|  | 医療職給料表(3) | (1) 職務の級が 7 級である職員のうち管理職手当規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定の適用を受けるもの                                             | 100 分の 15  |
|  |           | (2) 前号に掲げる職員のほか、職務の級が 7 級である職員                                                                      | 100 分の 10  |
|  |           | (3) 職務の級が 6 級である職員                                                                                  |            |
|  |           | (4) 職務の級が 5 級である職員のうち、係長の職の経験が 5 年以上、在級の年数が 5 年以上又は年齢が 54 歳以上であるもの                                  | 100 分の 7.5 |
|  |           | (5) 職務の級が 5 級である職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、係長の職の経験が 3 年以上 5 年未満、在級の年数が 3 年以上 5 年未満又は年齢が 51 歳以上 54 歳未満であるもの | 100 分の 7.5 |
|  |           | (6) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 5 級である職員                                                                   | 100 分の 5   |
|  |           | (7) 職務の級が 4 級である職員                                                                                  |            |
|  |           | (8) 職務の級が 3 級である職員のうち年齢が 43 歳以上であるもの                                                                |            |

|            |                                                                                                 |          |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 消防職給料表     | (1) 職務の級が 5 級である職員                                                                              | 100分の10  |
|            | (2) 職務の級が 4 級である職員のうち、係長の職の経験が 6 年以上、在級の年数が 6 年以上又は年齢が54歳以上であるもの                                |          |
|            | (3) 職務の級が 4 級である職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、係長の職の経験が 4 年以上 6 年未満、在級の年数が 4 年以上 6 年未満又は年齢が51歳以上54歳未満であるもの | 100分の7.5 |
|            | (4) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 4 級である職員<br>(5) 職務の級が 3 級である職員<br>(6) 職務の級が 2 級である職員のうち年齢が43歳以上であるもの   | 100分の 5  |
| 行政職給料表(特)  | すべての職員                                                                                          | 100分の20  |
| 特定任期付職員給料表 | (1) 基準日において、任期付職員条例第 4 条第 3 項の規定の適用を受ける職員                                                       | 100分の20  |
|            | (2) 基準日において、7 号給、6 号給又は 5 号給を受ける職員                                                              |          |
|            | (3) 基準日において、3 号給を受ける職員                                                                          | 100分の15  |
|            | (4) 基準日において、2 号給又は 1 号給を受ける職員                                                                   | 100分の10  |

備考

1 この表において「職務の級」とは基準日における職務の級をいい、「年齢」とは基準日における年齢をいい、「係長の職の経験」とは係長の職務を命ぜられた日から基準日までの間における係長の職にあった年数を通算したものをいい、「在級の年数」とは当該職務の級に初めてなった日から基準日までの間における当該職務の級に在級した年数を通算したものをいう。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第 1 項の規定により派遣された期間又は第 4 条第 2 項各号に掲げる者（同項第 3 号に掲げる者にあつては、公益法人等派遣条例第 8 条に規定する特定法人から各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けた者を含む。）としての引き続いた在職期間（以下「派遣等の期間」という。）がある職員に係る前項に規定する係長の職の経験又は在級の年数の算定については、派遣等の期間のない職員との権衡を考慮して総務局長が定める。

別表第 4（第 8 条関係）

| 欠勤等の日数      | 割 合      |
|-------------|----------|
| 0 日         | 100分の100 |
| 1 日以上 5 日以下 | 100分の98  |

別表第 5（第 8 条関係）

| 欠勤等の日数                      |                             |                             |                             |                             | 割 合             |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 5 日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 4 日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 3 日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 2 日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 1 日である場合 |                 |
| 0 日                         | 0 日                         | 0 日                         | 0 日                         | 0 日                         | 100分の100        |
| 1 日以上 5 日以下                 | 1 日以上 4 日以下                 | 1 日以上 3 日以下                 | 1 日又は 2 日                   | 1 日                         | 100分の98         |
| 6 日以上 20 日以下                | 5 日以上 16 日以下                | 4 日以上 12 日以下                | 3 日以上 8 日以下                 | 2 日以上 4 日以下                 | 100分の95         |
| 21 日以上 30 日以下               | 17 日以上 24 日以下               | 13 日以上 18 日以下               | 9 日以上 12 日以下                | 5 日又は 6 日                   | 100分の85         |
| 31 日以上 40 日以下               | 25 日以上 32 日以下               | 19 日以上 24 日以下               | 13 日以上 16 日以下               | 7 日又は 8 日                   | 100分の75         |
| 41 日以上 50 日以下               | 33 日以上 40 日以下               | 25 日以上 30 日以下               | 17 日以上 20 日以下               | 9 日又は 10 日                  | 100分の65         |
| 51 日以上 60 日以下               | 41 日以上 48 日以下               | 31 日以上 36 日以下               | 21 日以上 24 日以下               | 11 日又は 12 日                 | 100分の55         |
| 61 日以上 70 日以下               | 49 日以上 56 日以下               | 37 日以上 42 日以下               | 25 日以上 28 日以下               | 13 日又は 14 日                 | 100分の45         |
| 71 日以上 80 日以下               | 57 日以上 64 日以下               | 43 日以上 48 日以下               | 29 日以上 32 日以下               | 15 日又は 16 日                 | 100分の35         |
| 81 日以上 90 日以下               | 65 日以上 72 日以下               | 49 日以上 54 日以下               | 33 日以上 36 日以下               | 17 日又は 18 日                 | 100分の25         |
| 91 日以上 100 日以下              | 73 日以上 80 日以下               | 55 日以上 60 日以下               | 37 日以上 40 日以下               | 19 日又は 20 日                 | 100分の20         |
| 101 日以上 110 日以下             | 81 日以上 88 日以下               | 61 日以上 66 日以下               | 41 日以上 44 日以下               | 21 日又は 22 日                 | 100分の10         |
| 111 日以上                     | 89 日以上                      | 67 日以上                      | 45 日以上                      | 23 日以上                      | 総務局長がその都度決定する割合 |

(平18. 5 .31揭示済)

~~~~~

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則を公布する。

平成18年 5 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第160号

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成 4 年大阪市条例第85号。以下「条例」という。）第 1 条第 3 号に掲げる規定の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象外職員)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の市規則で定める職員は、6 月 1 日又は12月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）の有効期間中の職員とする。

(支給日)

第 3 条 期末手当及び勤勉手当を支給する日（以下「支給日」という。）は、6 月に支給する場合においては同月30日、12月に支給する場合においては同月10日（これらの日が日曜日に当たるときはその前々日、これらの日が土曜日に当たるときはその前日）とする。ただし、特別の事情があるときは、支給日を変更することがある。

(期末手当)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定の適用を受ける職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前 6 箇月の期間のうち、職員としての引き続いた在職期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第 2 号に掲げる職員にあっては、1 週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ別表第 1（第 2 号に掲げる職員にあっては、別表第 2）に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては100分の140、12 月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額
- (2) 再任用職員 期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額

2 基準日以前 6 箇月の期間において、次の各号に掲げる者から引き続いて職員となった者の当該各号に掲げる者としての引き続いた在職期間は、調査対象期間とみなす。

- (1) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第10条に規定する退職派遣者（公益法人等派遣条例第 8 条に規定する特定法人から各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けていない者に限る。）
- (2) 本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員又は職員

3 第 1 項の欠勤等の日数（以下「欠勤等の日数」という。）は、

次に掲げる事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数とする。

- (1) 欠勤
- (2) 法第28条第 2 項の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）
- (3) 法第29条の規定による停職
- (4) 専従許可の有効期間中であること
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業
- (6) 職員の分限に関する条例（昭和26年大阪市条例第88号）第 3 条の規定による休職
- (7) 公益法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣（同項各号に掲げるものから各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けた場合に限る。）

4 第 1 項の期末手当基礎額（以下「期末手当基礎額」という。）は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料（単純な労務に雇用される職員の給料の調整額に関する規則（平成13年大阪市規則第35号）並びに単純な労務に雇用される職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年大阪市規則第81号）附則第 3 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項の規定による給料の調整額を除く。次項において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 条例第 6 条第 1 項の規定の適用を受ける職員のうち別表第 3 の職員欄に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

6 期末手当基礎額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

7 前各項の規定にかかわらず、調査対象期間において次の各号に掲げる事由がある職員の期末手当の額については、前各項の規定により算定される額から当該各号に掲げる額を減ずることができる。

- (1) 法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けたこと 期末手当基礎額に100分の60の範囲内で処分の内容を勘案して総務局長が定める割合を乗じて得た額から第 5 条第 3 項において準用するこの号の規定の適用がないものとして同条の規定により算定される額（以下「減額前の勤勉手当支給額」という。）を減じた額（その額が 0 以下になる場合にあっては、0）
- (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号。以下「外国機関等派遣条例」という。）第 2 条の規定により派遣された期間があること 第 1 項各号に定める額に、外国機関等派遣条例第 4 条の規定による給与の額を勘案して総務局長が定める割合及び調査対象期間における所定の勤務日の日数に対する外国機関等派遣条例第 2 条の規定により派遣された期間における所定の勤務日の日数の割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額
- (3) 大阪市職員健康診断規則（昭和27年大阪市規則第54号）第 6 条第 1 項の規定による勤務停止を受けたこと（実勤務日数から勤務停止を受けた日の日数（以下「勤務停止日数」という。）を減じた日数が89日（再任用職員にあっては、総務局長が定める日数）以上である場合を除く。） 前各項の規定により算定される額から、第 1 項各号に定める額に調査対象期間における所定の勤務日の日数に対する勤務停止日数の割合を勘案して総務

局長が定める割合を乗じて得た額を減じた額

(勤勉手当)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、調査対象期間における欠勤等の日数の区分（第 2 号に掲げる職員にあっては、1 週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における欠勤等の日数の区分）に応じ、別表第 4（第 2 号に掲げる職員にあっては、別表第 5）に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 再任用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額
- (2) 再任用職員 勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額

2 前項の場合において、基準日以前 6 箇月の期間において採用された職員（再任用職員以外の職員から引き続き再任用職員となった者及び再任用職員で任期の更新を行ったものを除く。以下「中途採用者」という。）については、採用前の日数（中途採用者が基準日以前 6 箇月の全期間を引き続き在職したとみなした場合の当該採用前の期間における所定の勤務日の日数をいう。）を欠勤等の日数とみなして、別表第 4 及び別表第 5 の規定を適用する。

3 前条第 4 項から第 6 項までの規定は第 1 項の勤勉手当基礎額について、同条第 7 項の規定は職員の勤勉手当の額について、それぞれ準用する。この場合において、同項第 1 号中「から第 5 条第 3 項において準用するこの号の規定の適用がないものとして同条の規定により算定される額（以下「減額前の勤勉手当支給額」という。）を減じた額（その額が 0 以下になる場合にあっては、0）」とあるのは「（その額が減額前の勤勉手当支給額を超える場合にあっては、減額前の勤勉手当支給額」と、同項第 3 号中「受けたこと（実勤務日数から勤務停止を受けた日の日数（以下「勤務停止日数」という。）を減じた日数が89日（再任用職員にあっては、総務局長が定める日数）以上である場合を除く。）」とあるのは「受けたこと」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成18年 6 月又は同年12月に期末手当又は勤勉手当を支給すべき場合において、当該支給に係る基準日において単純な労務に雇用される職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年大阪市規則第81号）附則第 3 項、第 4 項又は第 6 項の規定の適用を受ける職員に係る第 4 条第 4 項の規定の適用については、同項中「給料（単純な労務に雇用される職員の給料の調整額に関する規則（平成13年大阪市規則第35号）並びに単純な労務に雇用される職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年大阪市規則第81号）附則第 3 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項の規定による給料の調整額を除く。次項において同じ。）」とあるのは「給料」とする。

別表第 1（第 4 条関係）

実勤務日数	割 合
89日以上	100分の100
66日以上88日以下	100分の95
32日以上65日以下	100分の75
12日以上31日以下	100分の60

6 日以上11日以下	100分の50
5 日以下	総務局長がその都度決定する割合

別表第 2（第 4 条関係）

実勤務日数					割 合
1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 5 日である場合	1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 4 日である場合	1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 3 日である場合	1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 2 日である場合	1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 1 日である場合	
89日以上	71日以上	53日以上	36日以上	18日以上	100分の100
66日以上88日以下	53日以上70日以下	40日以上52日以下	26日以上35日以下	13日以上17日以下	100分の95
32日以上65日以下	26日以上52日以下	19日以上39日以下	13日以上25日以下	6 日以上12日以下	100分の75
12日以上31日以下	10日以上25日以下	7 日以上18日以下	5 日以上12日以下	3 日以上5 日以下	100分の60
6 日以上11日以下	5 日以上9 日以下	4 日以上6 日以下	3 日又は4 日	2 日	100分の50
5 日以下	4 日以下	3 日以下	2 日以下	0 日又は1 日	総務局長がその都度決定する割合

別表第 3（第 4 条関係）

職 員	割 合
(1) 職務の級が 8 級である職員	100分の10
(2) 職務の級が 7 級である職員のうち、在級の年数が 6 年以上若しくは年齢が54歳以上であるもの又は職務の複雑、困難、責任の度及び他の職員との権衡を考慮して総務局長が特に必要と認めるもの	
(3) 職務の級が 7 級である職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、在級の年数が 4 年以上 6 年末満又は年齢が51歳以上54歳未満であるもの	100分の7.5
(4) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 7 級である職員	100分の 5
(5) 職務の級が 6 級である職員	
(6) 職務の級が 5 級である職員のうち年齢が43歳以上であるもの	

備考

- 1 この表において「職務の級」とは基準日における単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則（昭和40年大阪市規則第65号）に規定する給料表における職務の級をいい、「年齢」とは基準日における年齢をいい、「在級の年数」とは当該職務の級に初めてなった日から基準日までの間における当該職務の級に在級した年数を通算したものをいう。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第 1 項の規定により派遣された期間又は第 4 条第 2 項各号に掲げる者（同項第 1 号に掲げる者にあっては、公益法人等派遣条例第 8 条に規定する特定法人から各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けた者を含む。）としての引き続いた

在職期間（以下「派遣等の期間」という。）がある職員に係る前項に規定する在級の年数の算定については、派遣等の期間のない職員との権衡を考慮して総務局長が定める。

別表第 4（第 5 条関係）

欠勤等の日数	割 合
0 日	100分の100
1 日以上 5 日以下	100分の98
6 日以上20日以下	100分の95
21日以上30日以下	100分の85
31日以上40日以下	100分の75
41日以上50日以下	100分の65
51日以上60日以下	100分の55
61日以上70日以下	100分の45
71日以上80日以下	100分の35
81日以上90日以下	100分の25
91日以上100日以下	100分の20
101日以上110日以下	100分の10
111日以上	総務局長がその都度決定する割合

別表第 5（第 5 条関係）

欠勤等の日数					割 合
1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 5 日である場合	1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 4 日である場合	1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 3 日である場合	1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 2 日である場合	1 週間当たりの所定の勤務日の日数が 1 日である場合	
0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	100分の100
1 日以上 5 日以下	1 日以上 4 日以下	1 日以上 3 日以下	1 日又は 2 日	1 日	100分の98
6 日以上 20 日以下	5 日以上 16 日以下	4 日以上 12 日以下	3 日以上 8 日以下	2 日以上 4 日以下	100分の95
21 日以上 30 日以下	17 日以上 24 日以下	13 日以上 18 日以下	9 日以上 12 日以下	5 日又は 6 日	100分の85
31 日以上 40 日以下	25 日以上 32 日以下	19 日以上 24 日以下	13 日以上 16 日以下	7 日又は 8 日	100分の75
41 日以上 50 日以下	33 日以上 40 日以下	25 日以上 30 日以下	17 日以上 20 日以下	9 日又は 10 日	100分の65
51 日以上 60 日以下	41 日以上 48 日以下	31 日以上 36 日以下	21 日以上 24 日以下	11 日又は 12 日	100分の55
61 日以上 70 日以下	49 日以上 56 日以下	37 日以上 42 日以下	25 日以上 28 日以下	13 日又は 14 日	100分の45
71 日以上 80 日以下	57 日以上 64 日以下	43 日以上 48 日以下	29 日以上 32 日以下	15 日又は 16 日	100分の35
81 日以上 90 日以下	65 日以上 72 日以下	49 日以上 54 日以下	33 日以上 36 日以下	17 日又は 18 日	100分の25
91 日 以上 100 日以下	73 日以上 80 日以下	55 日以上 60 日以下	37 日以上 40 日以下	19 日又は 20 日	100分の20
101 日以上 110 日以下	81 日以上 88 日以下	61 日以上 66 日以下	41 日以上 44 日以下	21 日又は 22 日	100分の10
111 日以上	89 日以上	67 日以上	45 日以上	23 日以上	総務局長がその都度決定する割合

（平18. 5 .31揭示済）

特別職の職員の期末手当に関する規則を公布する。

平成18年5月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第161号

特別職の職員の期末手当に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成 4 年大阪市条例第85号。以下「条例」という。）第 1 条第 2 号に掲げる規定の適用を受ける職員の期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給日）

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の市規則で定める日（以下「支給日」という。）は、6 月に支給する場合においては同月30日、12月に支給する場合においては同月10日（これらの日が日曜日に当たるときはその前々日、これらの日が土曜日に当たるときはその前日）とする。ただし、特別の事情があるときは、支給日を変更することがある。

（調査対象期間）

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の調査対象期間は、基準日以前 6 箇月の期間のうち、条例第 1 条第 2 号に掲げる規定の適用を受ける職員としての引き続いた在職期間とする。

（手当）

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の市規則で定める割合は、別表の実勤務日数欄の区分に応じ、同表の割合欄に定める割合とする。

2 条例第 5 条第 4 項の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市規則で定める職員は、市長、助役、収入役及び識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員とし、同項の市規則で定める割合は、100分の20とする。

（端数計算）

第 5 条 条例第 5 条の規定により算定される期末手当の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（施行の細目）

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

実勤務日数	割 合
89日以上	100分の100
66日以上88日以下	100分の95
32日以上65日以下	100分の75
12日以上31日以下	100分の60
6 日以上11日以下	100分の50
5 日以下	総務局長がその都度決定する割合

（平成18. 5 .31揭示済）

大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第162号

大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立児童福祉施設条例施行規則(昭和39年大阪市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「。以下「条例」という。」を削り、同条中第 2 項を削る。

第 2 条第 1 号中「及び条例別表に掲げる知的障害児通園施設（第 4 号に掲げるものを除く。）」及び「。以下「法」という。」を削り、同条中第 3 号を削る。

附 則

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

(平成18. 5 .31揭示済)

~~~~~

大阪市立勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成18年 5 月31日

大阪市長 關 淳 一

#### 大阪市規則第163号

大阪市立勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則

大阪市立勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和36年大阪市規則第74号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

(平成18. 5 .31揭示済)

~~~~~

大阪市立勤労青少年いこいの家規則を廃止する規則を公布する。

平成18年 5 月31日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第164号

大阪市立勤労青少年いこいの家規則を廃止する規則

大阪市立勤労青少年いこいの家規則(昭和36年大阪市規則第77号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

(平成18. 5 .31揭示済)

~~~~~

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する

規則を公布する。

平成18年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

#### 大阪市規則第165号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（昭和43年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第 1 条の 3 とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

**第 1 条の 2** 条例第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の市規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 1 の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 3 条第 1 項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第 1 条第 1 項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第 2 条の 2 第 1 項第 2 号の市規則で定める職員に関する法令の規定は、次に掲げる規定とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第 1 項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の市規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員との均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第 5 条の 2 第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第 5 条の 3 第 1 項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第 2 項中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 4」に改める。

附則第 3 項中「附則第 2 条の 3 第 1 項」を「附則第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附則第 5 項中「障害の等級」を「障害等級」に、「附則第 2 条の 2 第 1 項」を「附則第 2 条の 3 第 1 項」に、「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）」を「法」に改める。

附則第 6 項中「場合の」を削り、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改め、同項各号中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「附則第 2 条の 2 第 1 項」を「附則第 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 7 項及び第16項中「附則第 2 条の 3 第 3 項」を「附則第 2 条の 4 第 3 項」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則第 1 条の 2 の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

(平18. 6 .1 揭示済)

~~~~~

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第166号

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成 5 年大阪市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、その第 2 日目及びその第 3 日目」を「から起算して第 3 日目までの日」に改め、同条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平18.6.1 揭示済)



大阪市都市景観規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第168号

大阪市都市景観規則の一部を改正する規則

大阪市都市景観規則（平成11年大阪市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第20条を第23条とし、第10条から第19条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 9 条中「前条の届出をした者が届出を要しないものとして市長が」を「条例第15条第 2 項の市規則で」に改め、同条第 1 号中「建築物等」を「大規模土木構造物」に改め、同条を第12条とする。

第 8 条の見出しを「(大規模土木構造物に係る行為の届出)」に改め、同条第 1 項中「前条各号に掲げる行為を行おうとする者で、大規模建築物等の位置、形態、意匠その他の事項について」を「条例第15条第 1 項の規定により」に改め、同条を第11条とする。

第 7 条の見出しを「(大規模土木構造物に係る行為)」に改め、同条中「大規模建築物等の建築、外観に係る修繕、模様替その他の行為で市長が」を「条例第15条第 1 項の市規則で」に改め、同条中第 1 号を次のように改める。

(1) 建設

第 7 条を第10条とし、第 6 条を削り、第 5 条を第 9 条とする。

第 4 条第 1 項中「大規模建築物等の建築、外観に係る修繕、模様替その他の行為で市長が定めるものを行おうとする者若しくはこれらに係る届出をした者で当該届出の内容の変更（市長が定める軽易な変更を除く。）を行おうとする者が市長と行う」を「条例第15条第 1 項若しくは第 2 項の」に改め、同条を第 8 条とし、第 3 条を第 7 条とし、第 2 条の次に次の 4 条を加える。

(景観計画区域内における行為の届出の添付図書)

第 3 条 条例第8条の届出に係る行為の内容を示す書類は、次に掲げる図書とする。ただし、これらの図書によっては同条の届出に係る行為の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもつ

て、これらの図書に代えることができる。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
縮尺2,500分の 1 以上の付近見取図	方位、建築物等の敷地の位置、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置
写真撮影位置図	方位、建築物等の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置
縮尺600分の 1 以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物等の位置、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、植栽及び駐車場の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
縮尺200分の 1 以上の各階平面図又は横断面図	縮尺、方位、屋上に設ける建築設備の位置及び主要部分の寸法
縮尺200分の 1 以上の各面立面図（彩色が施されたものに限る。）	縮尺並びに外壁の構造、材料及び色彩その他の意匠
縮尺200分の 1 以上の主要断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物等の高さ並びに主要部分の寸法
彩色が施された完成予想図	建築物等の外観及び敷地内の状況

(2) 建築物等の敷地及びその周辺の現況を示すカラー写真（撮影日時を記入したものに限る。）

(3) 第 1 号様式による届出行為概要書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 法第16条第 2 項の規定により変更の届出をしようとする者は、第 1 項に掲げる図書（当該変更に係るものに限る。）を届出書に添付しなければならない。

(届出を要しない行為)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の市規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第 5 号）第24条第 1 項又は第55条第 1 項の許可に係る行為及び同条例第40条第 1 項の届出に係る行為

(2) 大阪市文化財保護条例（平成11年大阪市条例第 5 号）第17条第 1 項の許可に係る行為及び同条例第31条第 1 項又は第45条第 1 項の届出に係る行為

(書類の閲覧)

第 5 条 条例第10条の市規則で定める書類は、第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる書類とする。

2 前項の書類及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第31条第 1 項に定める書類(以下これらを「閲覧書類」という。)を閲覧させる場合には、計画調整局開発企画部都市デザイン課の所在する事務室内に置く閲覧所において閲覧させるものとする。

3 前項の閲覧所の休日は、大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第42号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日とする。

4 第 2 項の閲覧所における閲覧時間は、午前 9 時から午後 0 時15 分まで及び午後 1 時から午後 5 時30分までとする。

5 前 2 項の規定にかかわらず、閲覧書類の整理その他やむを得な

い事由があるときは、臨時に閲覧所の休日を定め、又は閲覧時間を変更することがある。

6 閲覧書類を閲覧しようとする者は、第2号様式による届出行為概要書閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

7 閲覧者は、閲覧書類の閲覧に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 閲覧書類を閲覧所以外の場所に持ち出すこと
- (2) 閲覧書類を汚損し、若しくは毀損し、又は亡失すること
- (3) 前3項の規定に違反し、又は前3項の規定に基づく職員の指示に従わないこと

8 市長は、前項の規定に違反した者に対し、閲覧書類の閲覧を制限し、停止し、又は拒否することができる。

(認定申請の添付図書)

第6条 条例第11条の市規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、これらの図書によっては同条の申請に係る計画の内容を適切に表示できないと市長が認める場合には、当該計画の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
縮尺2,500分の1以上の付近見取図	方位、建築物の敷地の位置、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置
写真撮影位置図	方位、建築物の敷地の位置、道路及び写真を撮影した位置
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、植栽及び駐車場の位置、土地の高低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、屋上に設ける建築設備の位置及び主要部分の寸法
縮尺200分の1以上の各面立面図（彩色が施されたものに限る。）	縮尺並びに外壁の構造、材料及び色彩その他の意匠
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、軒及びびさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに主要部分の寸法
彩色が施された完成予想図	建築物等の外観及び敷地内の状況

(2) 建築物の敷地及びその周辺の現況を示すカラー写真（撮影日時を記入したものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

附則の次に次の2様式を加える。

第1号様式（第3条関係）（A4）

※ 届 出 年 月 日	平成 年 月 日	※ 変更前届出番号	第 号
※ 届 出 番 号	第 号	※ 変更後届出番号	第 号

注 ※印の欄については、記入しないでください。

届 出 行 為 概 要 書

届 出 者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）	イ 氏 名 の アガナ					
	ロ 氏 名					
	ハ 郵便番号					
代 理 者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）	イ 氏 名					
	ロ 建築士事務所名					
	ハ 郵便番号					
	ニ 住 所					
	ホ 電話番号					
	行 為 の 名 称					
行 為 の 場 所	地 名 地 番	大阪市 区 丁目 番地				
	住 居 表 示	大阪市 区 丁目				
	区 域 区 分	☐ 基本届出区域 ☐ 重点届出区域（名称： ）				
行 為 の 種 類	☐ 敷地面積が2,000㎡以上、高さが10m以上の建築物 ☐ 新築又は新設 ☐ 増築					
	☐ 延べ面積が5,000㎡を超え、地階を除く階数が6以上の建築物 ☐ 改築 ☐ 移転					
	☐ コースター、観覧車等の遊戯施設 ☐ 外観の過半の変更 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更					
設計又は施行方法	イ 敷 地 面 積	届 出 部 分	届出部分以外の部分	合 計		
	ロ 建 築（築 造）面 積	㎡	㎡	㎡		
	ハ 延 床 面 積	㎡	㎡	㎡		
	ニ 高 さ	最高の高さ 客席を含む 最高の高さ	㎡ m	示 階 数	地 上 地 下	階 階
	ヘ 構 造	造／一部 造				
	ト 用 途					
	チ 外観の変更の内容					
行為の着手予定日		平成 年 月 日	行為の完了予定日		平成 年 月 日	

注 この概要書には、大阪市都市景観規則第3条第1項第1号の表に掲げる図書（写真撮影位置図、各階平面図及び主要断面図を除く。）を添付してください。

第2号様式（第5条関係）（A4）

届 出 行 為 概 要 書 閱 覧 申 請 書	
平成 年 月 日	
大 阪 市 長 様	
申 請 者 住 所 氏 名	
大阪市都市景観条例第10条及び大阪市都市景観規則第5条第6項の規定により、次の景観計画区域内における届出行為概要書の閲覧を申請します。	
届 出 者	
行 為 の 場 所	地 名 地 番 大阪市 区 丁目 番地
	住 居 表 示 大阪市 区 丁目
届 出 番 号	平成 年 月 日 第 号
備 考	

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

企業管理規程

大阪市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。
平成18年 5 月31日

大阪市交通局長 岡 本 勉

大阪市交通事業管理規程第50号

大阪市交通局契約規程の一部を改正する規程

大阪市交通局契約規程(昭和42年大阪市交通事業管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第10条中「一般競争入札に付そうとするとき」を「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 6 第 1 項の規定による公告」に、「次の各号」を「次」に、「事項を公告しなければならない」を「事項について、大阪市交通局公告式規程(昭和27年大阪市交通事業管理規程第33号)の例によつて行わなければならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、局長が必要と認める場合には、前項の公告をインターネットを利用する方法により行うことができる。

第13条中「第10条各号」を「第10条第 1 項各号」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

(平18. 5 .31揭示済)

~~~~~

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程を公布する。  
平成18年 5 月31日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

大阪市水道事業管理規程第17号

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪市条例第62号。以下「条例」という。)第12条及び第13条の規定に基づき職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。  
(支給対象外職員)

第 2 条 次の各号に掲げる職員には、期末手当及び勤勉手当を支給しない。

- (1) 基準日(大阪市水道局企業職員給与規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第 2 号。以下「給与規程」という。)第28条第 1 項に規定する基準日をいう。以下同じ。)において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第 6 条第 1 項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)

の有効期間中の職員

- (2) 基準日において職員の分限に関する条例(昭和26年大阪市条例第88号。以下「分限条例」という。)第 3 条の規定により休職中の職員

(支給日)

第 3 条 給与規程第28条第 1 項及び第29条第 1 項の別に定める日(以下「支給日」という。)は、6 月に支給する場合においては同月30日、12月に支給する場合においては同月10日(これらの日が日曜日に当たるときはその前々日、これらの日が土曜日に当たるときはその前日)とする。ただし、特別の事情があるときは、支給日を変更することがある。

(調査対象期間)

第 4 条 給与規程第28条第 2 項の別に定める期間(以下「調査対象期間」という。)は、基準日以前 6 箇月の期間のうち、給与規程の適用を受ける職員としての引き続いた在職期間とする。

- 2 基準日以前 6 箇月の期間において、次の各号に掲げる者から引き続いて給与規程の適用を受ける職員となった者の当該各号に掲げる者としての引き続いた在職期間は、調査対象期間とみなす。

- (1) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成 4 年大阪市条例第85号)第 1 条第 1 号及び第 3 号の適用を受ける職員、又は条例の適用を受ける職員のうち給与規程の適用を受けない職員

- (2) 作業員の処遇に関する要綱(昭和54年 6 月14日決裁)の適用を受ける職員

- (3) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年大阪市条例第79号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第10条に規定する退職派遣者(公益法人等派遣条例第 8 条に規定する特定法人から各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けていない者に限る。)

- (4) 本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員又は職員

(欠勤等の事由)

第 5 条 給与規程第28条第 2 項の別に定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 欠勤  
(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第 2 項の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。)  
(3) 法第29条の規定による停職  
(4) 専従許可の有効期間中であること  
(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号)第 2 条第 1 項の規定による育児休業  
(6) 分限条例第 3 条の規定による休職  
(7) 公益法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣(同項各号に掲げるものから各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けた場合に限る。)

(基礎額の端数計算)

第 6 条 給与規程第28条第 2 項の期末手当基礎額(以下「期末手当基礎額」という。)及び給与規程第29条第 2 項の勤勉手当基礎額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(期末手当)

第 7 条 給与規程第28条第 2 項の別に定める割合は、同項第 1 号に掲げる職員にあっては別表第 1 の実勤務日数欄の区分に応じ同表

の割合欄に定める割合とし、同項第 2 号に掲げる職員（以下「再任用職員」という。）にあっては別表第 2 の 1 週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける実勤務日数欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合とする。

- 2 給与規程第28条第 2 項第 1 号の局長が別に定める職員は、大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第33号。以下「管理職手当規程」という。）第 2 条第 1 項第 6 号の規定の適用を受ける職員及び大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第 7 号。以下「任期付職員規程」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定任期付企業職員とする。

- 3 給与規程第28条第 4 項（給与規程第29条第 3 項において準用する場合を含む。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定める職員は、別表第 3 の給料表欄の区分に応じ同表の職員欄に定める職員（法第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員を除く。）とし、給与規程第28条第 4 項の別に定める割合は、同欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合（大阪市水道局長（以下「局長」という。）が職務の複雑、困難、責任の度及び他の職員との権衡を考慮して特に必要と認める職員にあっては、別に定める割合）とする。

- 4 給与規程第28条第 4 項の管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める者は、基準日において管理職手当規程の適用を受ける職員（担当係長（係主査を含む。以下同じ。）の職を兼務する副参事を除く。）とする。

- 5 給与規程第28条第 4 項の別に定める額は、基準日において同項の管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める者が受けるべき管理職手当の月額（管理職手当規程第 2 条第 2 項の規定により加算される額を除く。）とする。

- 6 任期付職員規程第 4 条の規定により読み替えて適用する給与規程第28条第 4 項の別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 任期付職員規程第 2 条第 1 項の給料表（以下「特定任期付職員給料表」という。）の 6 号給若しくは 7 号給を受ける職員又は同条第 3 項の適用を受ける職員 職員の管理職手当規則（昭和55年大阪市規則第16号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる額
- (2) 特定任期付職員給料表の 5 号給を受ける職員 管理職手当規程第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる額
- (3) 特定任期付職員給料表の 4 号給を受ける職員 管理職手当規程第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる額
- (4) 特定任期付職員給料表の 3 号給を受ける職員 管理職手当規程第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる額
- (5) 特定任期付職員給料表の 1 号給又は 2 号給を受ける職員 管理職手当規程第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる額

- 7 給与規程第28条第 5 項（給与規程第29条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の別に定める特別の事由は、次の各号に掲げる事由とし、給与規程第28条第 5 項の別に定める額は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。）を受けたこと 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 期末手当 期末手当基礎額に100分の60の範囲内で処分の内容を勘案して別に定める割合を乗じて得た額からこの号の規定の適用がないものとして給与規程第29条第 2 項及び第 3 項の規定により算定される額（以下「減額前の勤勉手当支給額」という。）を減じた額（その額が 0 以下になる場合にあっては、0）

イ 勤勉手当 勤勉手当基礎額に100分の60の範囲内で処分の内容を勘案して別に定める割合を乗じて得た額（その額が減額前の勤勉手当支給額を超える場合にあっては、減額前の勤勉手当支給額）

- (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号。以下「外国機関等派遣条例」という。）第 2 条の規定により派遣された期間があること 給与規程第28条第 2 項各号に定める額（給与規程第29条第 1 項の規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額にあっては、同条第 2 項各号に定める額）に、外国機関等派遣条例第 4 条の規定による給与の額を勘案して別に定める割合及び調査対象期間における所定の勤務日の日数に対する外国機関等派遣条例第 2 条の規定により派遣された期間における所定の勤務日の日数の割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額

- (3) 大阪市職員健康診断規則（昭和27年大阪市規則第54号）第 6 条第 1 項の規定による勤務停止を受けたこと（給与規程第28条第 1 項の規定の適用を受ける職員の期末手当の額にあっては、同条第 2 項に規定する実勤務日数から勤務停止を受けた日の日数（以下「勤務停止日数」という。）を減じた日数が89日（再任用職員にあっては、別に定める日数）以上である場合を除く。）

給与規程第28条第 2 項から第 4 項までの規定により算定される額（給与規程第29条第 1 項の規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額にあっては、同条第 2 項及び第 3 項の規定により算定される額）から、給与規程第28条第 2 項各号に定める額（給与規程第29条第 1 項の規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額にあっては、同条第 2 項各号に定める額）に調査対象期間における所定の勤務日の日数に対する勤務停止日数の割合を勘案して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額

（勤勉手当）

**第 8 条** 給与規程第29条第 2 項の別に定める割合は、同項第 1 号に掲げる職員にあっては別表第 4 の欠勤等の日数欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合とし、再任用職員にあっては別表第 5 の 1 週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける欠勤等の日数欄の区分に応じ同表の割合欄に定める割合とする。

- 2 前項の場合において、基準日以前 6 箇月の期間において採用された職員（再任用職員以外の職員から引き続き再任用職員となった者及び再任用職員で任期の更新を行ったものを除く。以下「中途採用者」という。）については、採用前の日数（中途採用者が基準日以前 6 箇月の全期間を引き続き在職したとみなした場合の当該採用前の期間における所定の勤務日の日数をいう。）を欠勤等の日数とみなして、別表第 4 及び別表第 5 の規定を適用する。

（施行の細目）

**第 9 条** この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

| 実勤務日数      | 割 合           |
|------------|---------------|
| 89日以上      | 100分の100      |
| 66日以上88日以下 | 100分の95       |
| 32日以上65日以下 | 100分の75       |
| 12日以上31日以下 | 100分の60       |
| 6 日以上11日以下 | 100分の50       |
| 5 日以下      | 局長がその都度決定する割合 |

別表第 2 (第 7 条関係)

| 実勤務日数                                               |                                                     |                                                     |                                                     |                                                     | 割 合                       |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------|
| 1 週間当<br>たりの所<br>定の勤務<br>日の日数<br>が 5 日<br>である場<br>合 | 1 週間当<br>たりの所<br>定の勤務<br>日の日数<br>が 4 日<br>である場<br>合 | 1 週間当<br>たりの所<br>定の勤務<br>日の日数<br>が 3 日<br>である場<br>合 | 1 週間当<br>たりの所<br>定の勤務<br>日の日数<br>が 2 日<br>である場<br>合 | 1 週間当<br>たりの所<br>定の勤務<br>日の日数<br>が 1 日<br>である場<br>合 |                           |
| 89日以上                                               | 71日以上                                               | 53日以上                                               | 36日以上                                               | 18日以上                                               | 100分の<br>100              |
| 66日以上<br>88日以下                                      | 53日以上<br>70日以下                                      | 40日以上<br>52日以下                                      | 26日以上<br>35日以下                                      | 13日以上<br>17日以下                                      | 100分の<br>95               |
| 32日以上<br>65日以下                                      | 26日以上<br>52日以下                                      | 19日以上<br>39日以下                                      | 13日以上<br>25日以下                                      | 6 日以上<br>12日以下                                      | 100分の<br>75               |
| 12日以上<br>31日以下                                      | 10日以上<br>25日以下                                      | 7 日以上<br>18日以下                                      | 5 日以上<br>12日以下                                      | 3 日以上<br>5 日以下                                      | 100分の<br>60               |
| 6 日以上<br>11日以下                                      | 5 日以上<br>9 日以下                                      | 4 日以上<br>6 日以下                                      | 3 日又は<br>4 日                                        | 2 日                                                 | 100分の<br>50               |
| 5 日以下                                               | 4 日以下                                               | 3 日以下                                               | 2 日以下                                               | 0 日又は<br>1 日                                        | 局長がそ<br>の都度決<br>定する割<br>合 |

別表第 3 (第 7 条関係)

| 給 料 表            | 職 員                                                     | 割 合     |
|------------------|---------------------------------------------------------|---------|
| 水道局企業職給料表<br>(1) | (1) 職務の級が 6 級又は 5 級である職員                                | 100分の20 |
|                  | (2) 職務の級が 4 級である職員のうち管理職手当規程第 2 条第 1 項第 4 号の規定の適用を受けるもの |         |
|                  | (3) 前号に掲げる職員のほか、職務の級が 4 級である職員                          | 100分の15 |
|                  | (4) 職務の級が 3 級である職員のうち管理職手当規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定の適用を受けるもの |         |

|                  |                                                                                                                                |                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                  | (5) 前号に掲げる職員のほか、職務の級が 3 級である職員                                                                                                 | 100分の10        |
|                  | (6) 職務の級が 2 級である職員                                                                                                             |                |
|                  | (7) 職務の級が 1 級である職員のうち、担当係長の職の経験が 6 年以上、水道局企業職給料表(2) 7 級在級年数を通算して在級の年数が 6 年以上又は年齢が 54 歳以上であるもの                                  |                |
|                  | (8) 職務の級が 1 級である職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、担当係長の職の経験が 4 年以上 6 年未満、水道局企業職給料表(2) 7 級在級年数を通算して在級の年数が 4 年以上 6 年未満又は年齢が 51 歳以上 54 歳未満であるもの | 100 分 の<br>7.5 |
|                  | (9) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 1 級である職員                                                                                              | 100分の 5        |
| 水道局企業職給料表<br>(2) | (1) 職務の級が 8 級である職員                                                                                                             | 100分の10        |
|                  | (2) 職務の級が 7 級である職員のうち、在級 6 年以上、総括主任長の職にあるもの又は年齢が 54 歳以上であるもの                                                                   |                |
|                  | (3) 職務の級が 7 級である職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、在級の年数が 4 年以上 6 年未満又は年齢が 51 歳以上 54 歳未満であるもの                                                 | 100 分 の<br>7.5 |
|                  | (4) 前 2 号に掲げる職員のほか、職務の級が 7 級である職員                                                                                              | 100分の 5        |
| 特定任期付企業職員<br>給料表 | (5) 職務の級が 6 級である職員                                                                                                             |                |
|                  | (6) 職務の級が 5 級である職員のうち年齢が 43 歳以上であるもの                                                                                           |                |
|                  | (1) 基準日において、任期付職員規程第 2 条第 3 項の規定の適用を受ける職員                                                                                      | 100分の20        |
|                  | (2) 基準日において、7 号給、6 号給又は 5 号給を受ける職員                                                                                             |                |
|                  | (3) 基準日において、3 号給を受ける職員                                                                                                         | 100分の15        |
|                  | (4) 基準日において、2 号給又は 1 号給を受ける職員                                                                                                  | 100分の10        |

## 備考

- 1 この表において「職務の級」とは基準日における職務の級をいい、「年齢」とは基準日における年齢をいい、「担当係長の職の経験」とは担当係長の職務を命ぜられた日から基準日までの間における担当係長の職にあった年数を通算したものをいい、「在級の年数」とは当該職務の級に初めてなった日から基準日までの間における当該職務の級に在級した年数を通算したものをいう。
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により派遣された期間又は第4条第2項各号に掲げる者（同項第3号に掲げる者にあつては、公益法人等派遣条例第8条に規定する特定法人から各基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けた者を含む。）としての引き続いた在職期間（以下「派遣等の期間」という。）がある職員に係る前項に規定する担当係長の職の経験又は在級の年数の算定については、派遣等の期間のない職員との権衡を考慮して局長が定める。

## 別表第4（第8条関係）

| 欠勤等の日数       | 割 合           |
|--------------|---------------|
| 0 日          | 100分の100      |
| 1 日以上 5 日以下  | 100分の98       |
| 6 日以上20日以下   | 100分の95       |
| 21日以上30日以下   | 100分の85       |
| 31日以上40日以下   | 100分の75       |
| 41日以上50日以下   | 100分の65       |
| 51日以上60日以下   | 100分の55       |
| 61日以上70日以下   | 100分の45       |
| 71日以上80日以下   | 100分の35       |
| 81日以上90日以下   | 100分の25       |
| 91日以上100日以下  | 100分の20       |
| 101日以上110日以下 | 100分の10       |
| 111日以上       | 局長がその都度決定する割合 |

## 別表第5（第8条関係）

| 欠勤等の日数                    |                           |                           |                           |                           | 割 合      |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------|
| 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が5日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が4日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が3日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が2日である場合 | 1 週間当たりの所定の勤務日の日数が1日である場合 |          |
| 0 日                       | 0 日                       | 0 日                       | 0 日                       | 0 日                       | 100分の100 |
| 1 日以上 5 日以下               | 1 日以上 4 日以下               | 1 日以上 3 日以下               | 1 日又は 2 日                 | 1 日                       | 100分の98  |
| 6 日以上 20 日以下              | 5 日以上 16 日以下              | 4 日以上 12 日以下              | 3 日以上 8 日以下               | 2 日以上 4 日以下               | 100分の95  |
| 21 日以上 30 日以下             | 17 日以上 24 日以下             | 13 日以上 18 日以下             | 9 日以上 12 日以下              | 5 日又は 6 日                 | 100分の85  |
| 31 日以上 40 日以下             | 25 日以上 32 日以下             | 19 日以上 24 日以下             | 13 日以上 16 日以下             | 7 日又は 8 日                 | 100分の75  |
| 41 日以上 50 日以下             | 33 日以上 40 日以下             | 25 日以上 30 日以下             | 17 日以上 20 日以下             | 9 日又は 10 日                | 100分の65  |
| 51 日以上 60 日以下             | 41 日以上 48 日以下             | 31 日以上 36 日以下             | 21 日以上 24 日以下             | 11 日又は 12 日               | 100分の55  |

|                          |                |                |                |              |                           |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------|---------------------------|
| 61日以上<br>70日以下           | 49日以上<br>56日以下 | 37日以上<br>42日以下 | 25日以上<br>28日以下 | 13日又は<br>14日 | 100分の<br>45               |
| 71日以上<br>80日以下           | 57日以上<br>64日以下 | 43日以上<br>48日以下 | 29日以上<br>32日以下 | 15日又は<br>16日 | 100分の<br>35               |
| 81日以上<br>90日以下           | 65日以上<br>72日以下 | 49日以上<br>54日以下 | 33日以上<br>36日以下 | 17日又は<br>18日 | 100分の<br>25               |
| 91日以上<br>100 日 以<br>下    | 73日以上<br>80日以下 | 55日以上<br>60日以下 | 37日以上<br>40日以下 | 19日又は<br>20日 | 100分の<br>20               |
| 101 日 以<br>上 110 日<br>以下 | 81日以上<br>88日以下 | 61日以上<br>66日以下 | 41日以上<br>44日以下 | 21日又は<br>22日 | 100分の<br>10               |
| 111 日 以<br>上             | 89日以上          | 67日以上          | 45日以上          | 23日以上        | 局長がそ<br>の都度決<br>定する割<br>合 |

(平18・5・31掲示済)

## 告 示

## 大阪市告示第623号

大阪都市計画地区計画の案を作成しようとするので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく大阪市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和63年大阪市条例第58号）第2条の規定により、当該地区計画の原案を次のとおり公告し公衆の縦覧に供する。

なお、同条例第3条の規定により同法第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、大阪市長に意見書を提出することができる。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

- 地区計画の名称  
此花西部臨海地区地区計画
- 地区計画の変更に係る土地の区域  
大阪市此花区北港一丁目、桜島一丁目、桜島二丁目、島屋二丁目から島屋六丁目まで及び春日出南三丁目地内
- 地区計画の原案の縦覧場所  
大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪役所7階  
大阪市計画調整局計画部都市計画課
- 縦覧期間  
平成18年 5 月26日から平成18年 6 月 9 日まで

(計画調整局計画部都市計画課)

(平18・5・26掲示済)

大阪市告示第624号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、  
大阪港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成18年 5 月26日

大阪港港湾管理者 大阪市  
代表者 大阪市長 關 淳 一

1 港湾計画の変更の概要

平成17年大阪市告示第1250号によりその変更の概要を告示した  
大阪港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 旅客船埠頭計画

以下の既定計画を削除する。

| 地区名  | 既定計画                      |
|------|---------------------------|
| 此花地区 | 水深7.5m 岸壁1バース 延長220m (公共) |
|      | 水深4m 物揚場 延長100m (公共)      |
|      | 埠頭用地 1ha                  |
|      | 水深4.5m ドルフィン2バース (専用) の撤去 |

(2) 水域施設計画

泊地

以下の既定計画を削除する。

| 地区名  | 水 深  | 面 積 |
|------|------|-----|
| 此花地区 | 7.5m | 3ha |
|      | 4m   | 1ha |

(3) 臨港交通施設計画

臨港交通施設を次のとおり変更する。

| 名 称         | 起 点      | 終 点               | 車線数   |
|-------------|----------|-------------------|-------|
| 臨港道路<br>桜島線 | 此花西部臨港緑地 | 都市計画道路<br>此花西部1号線 | 2～4車線 |

以下の既定計画を削除する。

| 名 称            | 起 点           | 終 点          | 車線数 |
|----------------|---------------|--------------|-----|
| 臨港道路<br>安治川右岸線 | 此花地区<br>旅客船埠頭 | 市道<br>安治川北岸線 | 2車線 |

(4) 港湾環境整備施設計画

緑地

以下の既定計画を削除する。

| 地区名  | 面 積 |
|------|-----|
| 此花地区 | 3ha |

(5) 土地利用計画及び土地造成計画

土地利用計画

土地利用計画を次のとおり変更する。

| 地区名  | 用 地    | 面積 (ha) |
|------|--------|---------|
| 此花地区 | 埠頭用地   | 34      |
|      | 港湾関連用地 | 190     |
|      | 交流厚生用地 | 18      |
|      | 工業用地   | 143     |
|      | 都市機能用地 | 85      |
|      | 交通機能用地 | 37      |
|      | 緑地     | 9       |
|      | 合計     | 516     |

土地造成計画

以下の既定計画を削除する。

| 地区名  | 用 地  | 面積 (ha) |
|------|------|---------|
| 此花地区 | 埠頭用地 | 1       |

2 港湾計画の縦覧場所

(1) 場所

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 (WTC ビル39階)

大阪市港湾局計画整備部計画課

(2) 期間

告示日より2週間

(港湾局計画整備部計画課)

大阪市告示第625号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 5 月30日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 6 月13日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 種 類               | 場 所         |
|-------------------|-------------|
| 普通自動車<br>(マツダ 白色) | 浪速区塩草2丁目5番先 |

(建設局管理部路政課)

(平18.5.30揭示済)

大阪市告示第625号の2

大阪都市計画事業此花西部臨海地区土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第1項の規定により事業計画の変更に係る事項を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により次のとおり公告する。

なお、その事業計画の変更に係る事項のうち、都市計画において

定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成18年 6 月27日までに大阪市長に意見書を提出することができる。

平成18年 5 月30日

大阪市長 關 淳 一

1 縦覧期間

平成18年 5 月31日から平成18年 6 月13日まで

2 縦覧場所

大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 ー1100号

此花臨海土地区画整理事務所

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時30分まで

(建設局 此花臨海土地区画整理事務所)

(平18. 5. 30揭示済)

大阪市告示第627号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成18年大阪市条例第32号）中附則第 2 号に掲げる規定は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

平成18年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

(総務局法務監察室法務担当)

(平18. 6. 1 揭示済)

大阪市告示第628号

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）第14条、第14条の 6、附則第18項及び第19項の規定により、平成18年度大阪市民国民健康保険料率を次のとおり決定した。

平成18年 6 月 1 日

大阪市長 關 淳 一

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割 100分の12.6

(2) 被保険者均等割 24,463円

(3) 世帯別平等割 42,708円

2 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割 100分の2.3

(2) 被保険者均等割 6,509円

(3) 世帯別平等割 8,340円

(健康福祉局生活福祉部保険年金課)

(平18. 6. 1 揭示済)

大阪市告示第655号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 総務局行政部総務担当（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20号）

①電子計算機室運用支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1

④㈱日立情報システムズ 大阪市西区新町一丁目 3 番16号 ⑤77,401,800円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①現行業務システム運用保守業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱日立情報システムズ 大阪市西区新町一丁目 3 番16号 ⑤44,104,830円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①税務事務システム運用保守等支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目 2 番28号 ⑥97,835,850円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①住民基本台帳・外国人登録等事務システム運用保守等支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田三丁目 3 番20号 ⑤32,130,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①住民基本台帳・外国人登録等システムの機種更新に向けての移行検証及び方式検討業務委託 ②随意 ③18. 4. 3 ④㈱エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田三丁目 3 番20号 ⑤228,235,350円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①国民健康保険システム、老人保健・医療助成システム及び国民年金システム運用保守等支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田 3 丁目 3 番20号 ⑤62,846,280円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①財務会計システム運用保守等支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目 2 番28号 ⑤38,984,400円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①介護保険システム運用保守等支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田三丁目 3 番20号 ⑤41,511,960円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①総合福祉システム運用保守等支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田三丁目 3 番20号 ⑤32,130,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①職員情報システム（人事・給与システム）運用保守等支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目 2 番28号 ⑤52,104,150円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①文書管理システム運用保守等支援業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④日本電気㈱ 大阪市中央区城見一丁目 4 番24号 ⑤47,628,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①業務系ネットワーク運用・保守業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目 2 番28号 ⑤72,026,850円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①システム開発・維持管理にかかる基盤技術支援コンサルティング業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④㈱野村総合研究所 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号 ⑤79,436,700円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

- ①庁内情報ネットワークに係る運用管理業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④(株)日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 ⑤150,627,750円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①庁内情報ネットワークの拡充・整備に係る設計・構築業務委託 ②随意 ③18. 4. 3 ④(株)日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目2番28番 ⑤177,525,075円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①大阪市ホームページ基盤の運用管理等業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④(財)大阪市都市工学情報センター 大阪市浪速区湊町一丁目4番1号 ⑤83,230,350円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
- ①大阪市電子申請システム運用保守業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④富士通(株) 関西営業本部 大阪市中央区城見二丁目2番6号 ⑤34,898,850円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)  
(総務局行政部総務担当)

~~~~~

大阪市告示第656号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年6月9日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

◎契約担当課 (所在地)

- ①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方法 ③落札決定日(随意契約の場合は契約日) ④契約相手方 ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 総務局人事部人事課(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

- ①勤務状況事務処理システム開発業務委託 一式 ②随意 ③平成18年4月1日 ④株式会社日立製作所関西支社 ⑤5,880,000円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

(総務局人事部人事担当)

~~~~~

#### 大阪市告示第657号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年6月9日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

#### ◎契約担当課 (所在地)

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約日) ④契約相手方 ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

#### ◎契約担当課 財政局主税部主税課(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

- ①大阪市税務事務システム及び電子申告システム運用保守業務 ②随意 ③18. 4. 1 ④株式会社日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 ⑤513,053,100円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

- ①滞納整理システム機能拡張に係る開発業務 ②随意 ③18. 4. 1 ④株式会社日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 ⑤166,118,400円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

- ①市税徴収金収納整理事務 ②随意 ③18. 4. 3 ④T I S株式会社 吹田市豊津町9番1号江坂東洋ビル ⑤44,170,377円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

- ①平成18年度 個人市民税システム当初処理 ②随意 ③18. 4. 14 ④株式会社日本総合研究所 大阪市西区新町1丁目5番8号 ⑤94,042,076円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

- ①平成18年度 市税事務所設置に伴う税務事務システム開発業務委託 ②随意 ③18. 4. 6 ④株式会社日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 ⑤450,725,940円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

- ①コンビニエンスストア及びマルチペイメントネットワークによる市税収納実施に係る税務事務システム開発業務委託 ②随意 ③18. 5. 1 ④株式会社日立製作所関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 ⑤130,428,900円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

#### ◎契約担当課 財政局契約監理部審査課(大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号)

- ①大阪市電子調達システム保守運用業務委託 ②随意 ③18. 4. 1 ④日本電気株式会社関西支社 大阪市中央区城見1丁目4番24号 ⑤75,933,060円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

(財政局主税部主税課)

(財政局契約監理部審査課)

~~~~~

大阪市告示第658号

次のとおり落札者について公示する。

平成18年6月9日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

◎契約担当課 (所在地)

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約日) ④契約相手方 ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札告示日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 健康福祉局生活福祉部地域福祉課(大阪市中央区北浜4丁目1番21号)

- ①総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)平成18年度システム改修業務 ②随意 ③平成18年4月3日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 ⑤635,906,565円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)(及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号)

◎契約担当課 健康福祉局生活福祉部地域福祉課(大阪市中央区北

浜 4 丁目 1 番 21 号)

①総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）業務ソフトウェア保守支援業務 ②随意 ③平成18年 4 月 1 日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 ⑤185,206,719円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）（及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号）

◎契約担当課 健康福祉局高齢者施策部介護保険課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号）

①介護保険システム開発業務 ②随意 ③平成18年 4 月 1 日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 20 号） ⑤金210,404,775円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

①介護保険業務ソフトウェア保守支援業務 ②随意 ③平成18年 4 月 1 日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 20 号） ⑤金227,390,100円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

①介護保険システム設計開発支援業務 ②随意 ③平成18年 4 月 1 日 ④株式会社野村総合研究所（東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 5 号） ⑤金43,885,800円⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

（健康福祉局総務部庶務課）

大阪市告示第659号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 建設局管理部庶務課（大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号大阪 W T C ビル 13 階）

①所管施設情報（道路橋梁河川）管理機能等保守業務委託 一式 ②随意 ③18. 4. 1 ④国際航業(株)大阪支店 大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 2 号 ⑤88,935,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

①道路橋梁総合管理システム外 1 機器保守業務委託 一式 ②随意 ③18. 4. 1 ④(株)富士通ビジネスシステム関西営業本部 大阪市北区堂島 1 丁目 5 番 17 号堂島グランドビル ⑤80,430,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

①建設局外 1 局設計積算機能保守業務委託 一式 ②随意 ③18. 4. 1 ④(株)野村総合研究所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 5 号 ⑤36,204,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

（建設局管理部庶務課）

大阪市告示第622号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 収入役室会計企画課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号）

①財務会計システム業務保守支援業務委託 一式 ②随意 ③18. 4. 1 ④(株)日立製作所関西支社 大阪市住之江区南港東 8 丁目 3 番 45 号 ⑤114,748,200円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

（収入役室会計企画課）

大阪市告示第661号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

[掲載順序]

◎契約担当課（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 消防局総務部総務課（大阪市西区新町 1 丁目 26 番 3 号）

①消防車両動態管理・情報伝送システム保守業務委託 一式 ②随意 ③18. 4. 1 ④株式会社オービス総研 大阪市西区千代崎 3 丁目南 2 番 37 号 ⑤198,975,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

①火災救急指令システムの買取機器保守業務委託 一式 ②随意 ③18. 4. 1 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 20 号 ⑤52,426,500円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

（消防局総務部総務課）

大阪市告示第622号

大阪市立此花区民ホールの一部（ホール）については、平成18年 7 月 1 日（土）から平成18年 9 月 30 日（土）まで供用休止する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一
(市民局市民部区政課)

~~~~~

#### 大阪市告示第663号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

#### 1 担当課

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市財務局契約監理部

契約課 電話 06-4395-7161

審査課 電話 06-4395-7141

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 借入物品及び予定数量

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ①庁内情報利用パソコン等機器（総合医療センター）   | 一式 |
| ②庁内情報利用パソコン等機器（北市民病院）      | 一式 |
| ③庁内情報利用パソコン等機器（住吉市民病院）     | 一式 |
| ④庁内情報利用パソコン等機器（十三市民病院）     | 一式 |
| ⑤庁内情報利用パソコン等機器（中央卸売市場）     | 一式 |
| ⑥庁内情報利用パソコン等機器（中央卸売市場南港市場） | 一式 |

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ⑦庁内情報利用パソコン等機器（環境事業局） | 一式 |
| ⑧庁内情報利用パソコン等機器（消防局）   | 一式 |
- （ただし、①～⑧は合併入札より行う。）

以上、電子入札対象案件とする。

##### (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

##### (3) 借入期間 ①～⑧平成18年12月1日から平成22年11月30日まで契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。

##### (4) 借入場所 入札説明書による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年 6 月26日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「46賃貸業務 A 情報機器」で登録していること
- (4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の賃貸借契約の実績がある賃貸業者の者であること
- (5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること
- (6) 機器の据付、接続及び調節のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること
- (7) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること

- (8) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、適切かつ迅速な体制が整備されていることの証明書の提出ができること

#### 4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上、及び担当課（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成18年 6 月26日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年 6 月26日（月）午後5時まで

#### 5 入札執行の日時等

##### (1) 電子入札による場合

- ①入札書受付期間 平成18年 7 月19日（水）から平成18年 7 月20日（木）までの午前9時から午後5時まで
- ②開札予定日時 平成18年 7 月21日（金）午後1時30分
- ③場所 システム上とする

##### (2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成18年 7 月21日（金）午後1時から午後1時30分まで
- ② 開札予定日時 平成18年 7 月21日（金）午後1時30分
- ③ 場所 大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）（以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年 7 月20日（木）午後5時までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

##### (1) 入札保証金 免除

##### (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

##### (3) 保証人 不要

##### (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

##### (5) 契約書作成の要否 要

##### (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年 6 月26日（月）午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

#### 9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the product to be leased :  
① Personal Computer equipment for information system use

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(Osaka City General Hospital) 1set</p> <p>② Personal Computer equipment for information system use (Osaka City Kita Hospital) 1set</p> <p>③ Personal Computer equipment for information system use (Osaka City Sumiyoshi Hospital) 1set</p> <p>④ Personal Computer equipment for information system use (Osaka City Juso Hospital) 1set</p> <p>⑤ Personal Computer equipment for information system use (Osaka Municipal Central Wholesale Markets) 1set</p> <p>⑥ Personal Computer equipment for information system use (Osaka Municipal Central Wholesale Markets (South Port Wholesale Markets)) 1set</p> <p>⑦ Personal Computer equipment for information system use (Environmental Management Bureau) 1set</p> <p>⑧ Personal Computer equipment for information system use (Osaka Municipal Fire Department) 1set</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00PM, 26 June 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 19 July 2006 to 5:00PM, 20 July 2006</p> <p>② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 21 July 2006</p> <p>③ by post: 5:00PM, 20 July 2006</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available : Procurement Department, Contracts Division, Finance Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161<br/>(財政局契約監理部契約課)</p> <p>~~~~~</p> | <p>(5) 入札方法 上記①②～③の物品ごとに入札に付する。</p> <p>3 入札参加資格</p> <p>次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。</p> <p>なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年6月23日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること</p> <p>(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと</p> <p>(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「32A 一般輸送機器」で登録していること</p> <p>(4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の製造又は本物品該当ジャンルの納入実績を有する者であること</p> <p>(5) 当該製造物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、物品①は納入後7年以上、物品②は納入後8年以上にわたり、適切かつ迅速な体制が整備されていることを証明できる者であること</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様書に示した条件を満たすことの証明書の提出ができる者であること</p> <p>(7) 当該物品の検査を行うため、検査設備及び要員等を確保でき、本市検査職員の実施する検査の立会に応じられること</p> <p>(8) 受注した際の製造作業の工程表が提出できること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当課（1に同じ）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 公示の日から平成18年6月23日（金）まで無償により交付する。</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年6月23日（金）午後5時まで</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>(1) 電子入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年7月24日（月）から平成18年7月25日（火）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年7月26日（水）午後1時30分</p> <p>③ 場所 システム上とする。</p> <p>(2) 紙入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年7月26日（水）午後1時から午後1時30分まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年7月26日（水）午後1時30分</p> <p>③ 場所 大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室（1に同じ）</p> <p>ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）（以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成17年7月25日（火）午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 要</p> <p>ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。</p> |
| <p><b>大阪市告示第664号</b></p> <p>一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。</p> <p>平成18年6月9日</p> <p style="text-align: right;">大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 担当課</p> <p>〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号</p> <p>大阪市財務局契約監理部</p> <p>契約課 電話 06-4395-7161</p> <p>審査課 電話 06-4395-7141</p> <p>2 入札に付する事項</p> <p>(1) 製造物品及び数量</p> <p>① スクープエンド型軽四輪ダンプ車 20台</p> <p>② 回転板積込式中型ごみ収集車 14台</p> <p>(以上、電子入札対象案件とする)</p> <p>(2) 製造物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限</p> <p>① 第1回目 平成18年11月17日</p> <p>第2回目 平成18年12月1日</p> <p>② 第1回目 平成18年11月21日</p> <p>第2回目 平成18年12月5日</p> <p>(4) 納入場所 入札説明書による。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 保証人 不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 入札者に要求される事項</p> <p>入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年6月23日（金）午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。</p> <p>なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>8 入札の無効</p> <p>契約規則第28条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) 詳細は入札説明書による。</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be manufactured :</p> <p>① Scoop end type Light weight dump truck 20vehicles</p> <p>② Medium type rotary plate Waste Collection Vehicle 14vehicles</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00PM, 23 June 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders :</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System :<br/>from 9:00 AM,24 July 2006 to 5:00 PM, 25 July 2006</p> <p>② in person : from 1:00PM to 1:30PM, 26 July 2006</p> <p>③ by post : 5:00PM, 25 July 2006</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available :<br/>Procurement Department,Contracts Division, Finance Bureau, The City of Osaka 2-1-1300,Benten 1-chome, Minato-ku,Osaka 552-0007, TEL.06-4395-7161<br/>(財政局契約監理部契約課)</p> <p>~~~~~</p> <p><b>大阪市告示第665号</b></p> <p>一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。</p> <p>平成18年 6 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 担当課</p> <p>〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号<br/>大阪市教育委員会事務局総務部庶務課<br/>電話 06－6208－9077</p> <p>2 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品及び数量 大阪市教育センター 教育用コンテンツサーバ機器 一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> | <p>(3) 借入期間 平成18年10月1日から平成23年9月30日まで契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。</p> <p>(4) 借入場所 入札説明書による。</p> <p>3 入札参加資格</p> <p>次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。</p> <p>なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年6月26日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること</p> <p>(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと</p> <p>(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格名簿に物品種目「46貸貸業務 A情報機器」で登録していること</p> <p>(4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の貸貸借契約の実績がある貸貸業の者であること</p> <p>(5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること</p> <p>(6) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること</p> <p>(7) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること</p> <p>(8) 等該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、適切かつ迅速な体制が整備されていることの証明書の提出ができること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 担当課（上記1に同じ）</p> <p>(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成18年6月26日（月）まで担当課において無償により交付する。</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年6月26日（月）午後5時まで（土・日曜日及び祝日は除く）</p> <p>(4) 机上説明会の日時及び場所 平成18年7月4日（火）午後2時 大阪市教育委員会事務局総務部庶務課入札室（上記1に同じ）</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>入札執行の日時及び場所 平成18年8月7日（月）午前10時 大阪市教育委員会事務局総務部庶務課入札室（上記1に同じ）</p> <p>ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）（以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年8月4日（金）午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 要</p> <p>ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。</p> <p>(3) 保証人 不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

もって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年6月26日（月）午後5時までに提出しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

#### 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約案件である。

(3) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Sets of server apparatus for the educational contents distribution of Osaka City Education Center

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00PM, 26 June 2006

(3) The date and time for the submission of tenders : 10:00AM, 7 August 2006  
(tenders submitted by mail 5:00PM, 4 August 2006)

(4) A contact point where tender documents are available : General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9077

(教育委員会事務局総務部庶務課)

~~~~~

大阪市告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

1 許可番号

平成16年 8 月23日大阪市指令計（開）第50号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市福島区玉川 1 丁目 2 番13

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区宮原 2 丁目 3 番14号

共栄産業株式会社

代表取締役 永井 宏忠

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 4.000	m 18.229	開発者	開発者	すみ切り 1 カ所含む
下水道	mm D =150	m 4.850	大阪市	—	集水ます インバート付 5 カ所新設工
下水道	mm D =150	m 20.500	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付 2 カ所新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅢ型 インバート付 1 カ所撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

~~~~~

#### 大阪市告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

#### 1 許可番号

平成16年10月28日大阪市指令計（開）第62号

#### 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区上住吉 1 丁目216番 2、219番 1、219番 3、222番 2、222番 3、223番 2、429番 1、429番 3の一部、429番12、429番22、429番37

#### 3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市阿保 4 丁目 1 番34号

株式会社ハウスフリーダム

代表取締役 小島 賢二

#### 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要                      |              | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要               |
|-------------|--------------------------|--------------|-----|------------|-------------------|
|             | 幅員(管径)                   | 延長           |     |            |                   |
| 道 路         | m<br>5.000               | m<br>137.500 | 開発者 | 開発者        | すみ切り 6 カ所含む       |
| 道 路         | m<br>4.000               | m<br>12.000  | 開発者 | 開発者        | すみ切り 4 カ所含む       |
| 道 路         | m<br>2.000<br>～<br>2.400 | m<br>34.400  | 開発者 | 開発者        | 拡幅<br>すみ切り 1 カ所含む |

|     |                         |                        |     |     |                                 |
|-----|-------------------------|------------------------|-----|-----|---------------------------------|
| 道 路 | <sup>m</sup><br>0.295   | <sup>m</sup><br>20.053 | 大阪市 | 大阪市 | 水路敷 拡幅                          |
| 下水道 | <sup>mm</sup><br>D =200 | <sup>m</sup><br>3.000  | 大阪市 | —   | 0号組立マンホール<br>インバート付 1 カ所<br>新設工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

大阪市告示第668号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

- 許可番号  
平成16年11月11日大阪市指令計（開）第77号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市西淀川区千舟 3 丁目143番 1
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区赤坂 6 丁目 1 番20号  
双日株式会社  
代表取締役 土橋 昭夫
- 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要                     |                       | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要                           |
|-------------|-------------------------|-----------------------|-----|------------|-------------------------------|
|             | 幅員(管径)                  | 延長                    |     |            |                               |
| 公園<br>広場    | —                       | —                     | 開発者 | 開発者        | 面積 250.74㎡                    |
| 下水道         | <sup>mm</sup><br>D =250 | <sup>m</sup><br>3.450 | 大阪市 | —          | 0号マンホールイン<br>バート付 1 カ所新設<br>工 |
| 下水道         | <sup>mm</sup><br>D =150 | <sup>m</sup><br>8.350 | 大阪市 | —          | 集水ますⅠ型 イン<br>バート付 8 カ所<br>新設工 |
| 下水道         | —                       | —                     | 大阪市 | —          | 0号マンホールイン<br>バート付 2 カ所新設<br>工 |

5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要    |    | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要               |
|-------------|--------|----|-----|------------|-------------------|
|             | 幅員(管径) | 延長 |     |            |                   |
| 下水道         | —      | —  | 大阪市 | —          | 集水ますⅠ型<br>8 カ所撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

大阪市告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

- 許可番号  
平成18年 2 月 9 日大阪市指令計（開）第102号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市住吉区我孫子 4 丁目549番 1 の一部
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市鶴見区横堤 5 丁目13番47号  
株式会社 三和ブランニング  
代表取締役 山本 裕子
- 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要                            |                        | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要                     |
|-------------|--------------------------------|------------------------|-----|------------|-------------------------|
|             | 幅員(管径)                         | 延長                     |     |            |                         |
| 道 路         | <sup>m</sup><br>4.000          | <sup>m</sup><br>16.690 | 開発者 | 開発者        | すみ切り 2 カ所含む             |
| 道 路         | <sup>m</sup><br>0.310<br>0.630 | <sup>m</sup><br>22.960 | 開発者 | 開発者        | 拡幅<br>すみ切り 1 カ所含む       |
| 道 路         | <sup>m</sup><br>4.270<br>2.180 | <sup>m</sup><br>34.953 | 大阪市 | 大阪市        | 拡幅<br>すみ切り 2 カ所含む       |
| 道 路         | <sup>m</sup><br>0.460<br>0.580 | <sup>m</sup><br>26.900 | 大阪市 | 大阪市        | 拡幅                      |
| 下水道         | <sup>mm</sup><br>D =150        | <sup>m</sup><br>14.000 | 大阪市 | —          | 集水ます インバ<br>ート付 7 カ所新設工 |

5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要                     |                       | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要               |
|-------------|-------------------------|-----------------------|-----|------------|-------------------|
|             | 幅員(管径)                  | 延長                    |     |            |                   |
| 下水道         | —                       | —                     | 大阪市 | —          | 集水ます<br>5 カ所撤去工   |
| 下水道         | <sup>mm</sup><br>D =150 | <sup>m</sup><br>3.000 | 大阪市 | —          | 集水ますⅡ型<br>1 カ所撤去工 |
| 下水道         | <sup>mm</sup><br>D =150 | <sup>m</sup><br>0.800 | 大阪市 | —          | 集水ますⅢ型<br>1 カ所撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

大阪市告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定によ

る検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

1 許可番号

平成18年 3 月 2 日大阪市指令計（開）第105号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区瓜破西 2 丁目348番 1、348番12

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区瓜破東 1 丁目 1 番 8 号

株式会社むつみ住建

代表取締役 東 忠男

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要          |             | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要                              |
|-------------|--------------|-------------|-----|------------|----------------------------------|
|             | 幅員(管径)       | 延長          |     |            |                                  |
| 道 路         | m<br>4.000   | m<br>31.000 | 開発者 | 開発者        | すみ切り 2 カ所含む                      |
| 下水道         | mm<br>D =150 | m<br>3.500  | 大阪市 | —          | 0 号組立マンホール<br>インバート付 1 カ所<br>新設工 |
| 下水道         | —            | —           | 大阪市 | —          | 集水ます インバート<br>付 2 カ所新設工          |

5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要          |            | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要             |
|-------------|--------------|------------|-----|------------|-----------------|
|             | 幅員(管径)       | 延長         |     |            |                 |
| 下水道         | mm<br>D =150 | m<br>1.700 | 大阪市 | —          | 集水ます<br>1 カ所撤去工 |
| 下水道         | —            | —          | 大阪市 | —          | 集水ます<br>2 カ所撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

~~~~~

大阪市告示第671号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

1 許可番号

平成18年 3 月 6 日大阪市指令計（開）第108号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区加美北 6 丁目157番 1 の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区平野北 2 丁目 2 番34号

徳原 俊

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 5.000	m 19.310	開発者	開発者	すみ切り 1 カ所含む
道 路	m 1.530 ～ 1.540	m 18.780	大阪市	大阪市	拡幅
下水道	mm D =150	m 2.700	大阪市	—	集水ます インバート 付 1 カ所新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

~~~~~

大阪市告示第672号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

1 許可番号

平成18年 3 月 8 日大阪市指令計（開）第16－120号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区柴谷 1 丁目10番 1 の一部、10番12

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区築地 5 丁目 6 番 4 号

三井造船 株式会社

代表取締役 元山 登雄

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要          |            | 管理者 | 用地の<br>帰 属 | 摘 要                              |
|-------------|--------------|------------|-----|------------|----------------------------------|
|             | 幅員(管径)       | 延長         |     |            |                                  |
| 下水道         | mm<br>D =500 | m<br>6.000 | 大阪市 | —          | 1 号組立マンホール<br>インバート付 1 カ所<br>新設工 |
| 下水道         | mm<br>D =800 | m<br>6.150 | 大阪市 | —          | 2 号組立マンホール<br>インバート付 1 カ所<br>新設工 |
| 消防<br>水利    | —            | —          | 開発者 | 開発者        | 地下式防火水槽40 t<br>・ 2 基             |
| 緑地          | —            | —          | 開発者 | 開発者        | 面積 914.75㎡                       |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

~~~~~

大阪市告示第673号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

- 1 許可番号
平成18年 3 月 9 日大阪市指令計（開）第109号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市平野区長吉長原西2丁目3番3、3番4
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市平野区瓜破東1丁目1番8号
株式会社むつみ住建
代表取締役 東 忠男
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 5.000	m 42.030	開発者	開発者	すみ切り2カ所含む

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

大阪市告示第674号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

- 1 許可番号
平成18年 3 月28日大阪市指令計（開）第120号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市平野区喜連東5丁目184番1、184番2、184番4、184番5、184番6の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市平野区瓜破東1丁目1番8号
株式会社むつみ住建
代表取締役 東 忠男
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 5.000	m 49.150	開発者	開発者	すみ切り2カ所含む
下水道	mm D=150	m 6.650	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付1カ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課におい

て閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

大阪市告示第675号

介護保険法第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので同法第78条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

- ①指定地域密着型サービス事業者の名称 ②指定地域密着型サービス事業者の主たる事務所の所在地 ③指定地域密着型サービス事業を行う事業所の名称 ④指定地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地 ⑤指定地域密着型サービスの種類（指定年月日）

①医療法人西中医学会 ②大阪府大阪市東住吉区湯里5丁目9番6号 ③医療法人西中医学会 西中夜間対応型ヘルパーステーション ④大阪府大阪市東住吉区湯里5丁目9番10号辰巳ハイツ401号 ⑤夜間対応型訪問介護（平成18年 6 月 1 日）

①だいきく有限会社 ②大阪府大阪市西成区花園南1丁目6番20号 ③だいきく介護館 夜間部 ④大阪府大阪市西成区花園南1丁目6番20号 ⑤夜間対応型訪問介護（平成18年 6 月 1 日）

①株式会社ケア21 ②大阪府大阪市北区曽根崎新地1丁目3番16号 ③ケア21ナイトサポート淀川 ④大阪府大阪市淀川区新北野3丁目9番10号エコビル1階 ⑤夜間対応型訪問介護（平成18年 6 月 1 日）

①株式会社ケア21 ②大阪府大阪市北区曽根崎新地1丁目3番16号 ③ケア21ナイトサポート東住吉 ④大阪府大阪市東住吉区東田辺3丁目18番22号 ⑤夜間対応型訪問介護（平成18年 6 月 1 日）

①医療法人清翠会 ②大阪府大阪市旭区新森7丁目10番28号 ③まきグループホーム デイサービス ④大阪府大阪市旭区生江2丁目14番24号 ⑤認知症対応型通所介護（平成18年 6 月 1 日）

(健康福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第676号

介護保険法第115条の11第1項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので同法第115条の18第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

- ①指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称 ②指定地域密着型介護予防サービス事業者の主たる事務所の所在地 ③指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所の名称 ④指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所の所在地 ⑤指定地域密着型介護予防サービスの種類（指定年月日）

①医療法人清翠会 ②大阪府大阪市旭区新森7丁目10番28号 ③まきグループホーム デイサービス ④大阪府大阪市旭区生江2丁目14番24号 ⑤介護予防認知症対応型通所介護（平成18年 6 月 1 日）

大阪市告示第682号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

・認定年月日及び認定番号

平成18年 6 月 1 日 第70号

・認定区域の名称

ベイシティ大阪

・認定区域の位置

大阪市港区池島 3 丁目 5 ー 2

(住宅局建築指導部建築企画課)

~~~~~

大阪市告示第683号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

・認定年月日及び認定番号

平成18年 6 月 1 日 第29号

・認定区域の名称

大阪府営出来島高層住宅

・認定区域の位置

大阪市西淀川区出来島 1 丁目 602

(住宅局建築指導部建築企画課)

~~~~~

大阪市告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
中央郵便局 東 手 線	北区中之島 2 丁目 18番の 2 地から 同区同 2 丁目 18番の 2 地まで (参考図参照)	旧	m 4.55 ～ 6.10	m 91.60
		新	12.55 ～ 17.61	91.60
加 美 第 2 号 線	平野区加美北 6 丁目 157番の26地から 同 区同 6 丁目 157番の26地まで (参考図参照)	旧	m 3.82	m 18.88
		新	7.95	18.88

(建設局管理部管理課)

~~~~~

大阪市告示第685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

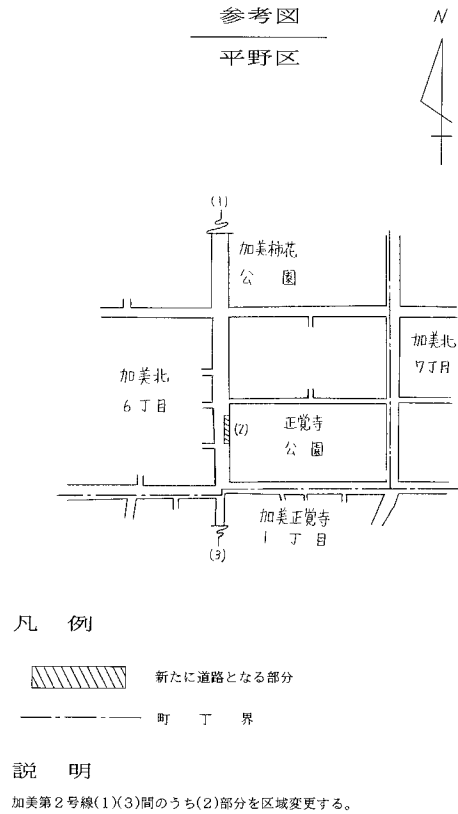
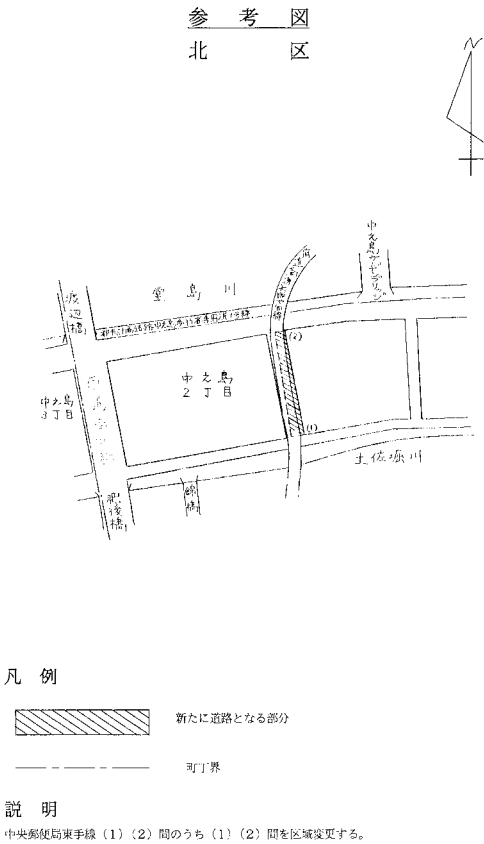
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

| 路 線 名              | 区 間                                                             | 供用開始の期日 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|---------|
| 中 央 郵 便 局<br>東 手 線 | 北区中之島 2 丁目<br>18番の 2 地から<br>同区同 2 丁目<br>18番の 2 地まで<br>(参考図参照)   | 告示の日    |
| 加 美<br>第 2 号 線     | 平野区加美北 6 丁目<br>157番の26地から<br>同 区同 6 丁目<br>157番の26地まで<br>(参考図参照) | 告示の日    |

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第686号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 6 月23日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No | 種 類                | 場 所            |
|----|--------------------|----------------|
| 1  | 自動二輪車<br>(ホンダ 黒色)  | 都島区片町1丁目8番先    |
| 2  | 自動二輪車<br>(ヤマハ 黒色)  | 東成区深江南1丁目11番先  |
| 3  | 普通自動車<br>(ミツビシ 黒色) | 東成区神路2丁目8番先    |
| 4  | 普通自動車<br>(トヨタ 赤色)  | 鶴見区横堤2丁目5番先    |
| 5  | 普通自動車<br>(外国車 黒色)  | 港区福崎2丁目2番先     |
| 6  | 普通自動車<br>(ホンダ 黒色)  | 港区福崎2丁目2番先     |
| 7  | 自動二輪車<br>(カワサキ 黒色) | 天王寺区悲田院町10番先   |
| 8  | 普通自動車<br>(ニッサン 黒色) | 阿倍野区桃ヶ池町1丁目7番先 |
| 9  | 普通自動車<br>(スズキ 黒色)  | 住之江区粉浜西2丁目11番先 |
| 10 | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 住之江区浜口西1丁目7番先  |
| 11 | 普通自動車<br>(ミツビシ 銀色) | 住吉区長居西3丁目6番先   |
| 12 | 普通自動車<br>(マツダ 白色)  | 住吉区菟田10丁目2番先   |
| 13 | 自動二輪車<br>(ホンダ 紺色)  | 淀川区田川3丁目12番先   |
| 14 | 普通自動車<br>(ニッサン 紺色) | 淀川区加島1丁目52番先   |
| 15 | 自動二輪車<br>(カワサキ 赤色) | 淀川区野中南1丁目4番先   |
| 16 | 普通自動車<br>(トヨタ 紺色)  | 東淀川区豊里1丁目2番先   |
| 17 | 普通自動車<br>(ダイハツ 青色) | 東淀川区豊里2丁目1番先   |
| 18 | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 東住吉区今林4丁目4番先   |
| 19 | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 東住吉区田辺6丁目6番先   |

|                                                     |                    |                 |    |                    |                   |
|-----------------------------------------------------|--------------------|-----------------|----|--------------------|-------------------|
| 20                                                  | 自動二輪車<br>(ホンダ 紫色)  | 北区中崎 2 丁目 9 番先  | 17 | 普通自動車<br>(ミツビシ 白色) | 大正区北恩加島 1 丁目 6 番先 |
| 21                                                  | 普通自動車<br>(スバル 白色)  | 北区菅原町11番先       | 18 | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 大正区小林西 1 丁目16番先   |
| (建設局管理部路政課)                                         |                    |                 | 19 | 普通自動車<br>(外国車 青色)  | 大正区小林西 1 丁目20番先   |
| ~~~~~                                               |                    |                 | 20 | 普通自動車<br>(スズキ 銀色)  | 大正区小林西 1 丁目24番先   |
| 大阪市告示第687号                                          |                    |                 | 21 | 普通自動車<br>(スズキ 紺色)  | 大正区小林西 1 丁目25番先   |
| 大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）第11条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。 |                    |                 | 22 | 普通自動車<br>(ニッサン 黒色) | 大正区鶴町 3 丁目24番先    |
| 平成18年 6 月 9 日                                       |                    |                 | 23 | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 大正区鶴町 4 丁目14番先    |
| 大阪市長 關 淳 一                                          |                    |                 | 24 | 普通自動車<br>(スズキ 緑色)  | 大正区鶴町 4 丁目14番先    |
| 次の物件は、本市の管理する港湾施設内に放置されており、大阪                       |                    |                 | 25 | 普通自動車<br>(ミツビシ 白色) | 大正区南恩加島 1 丁目12番先  |
| 市港湾施設条例第 9 条第 3 項の規定に違反しているので、平成18年                 |                    |                 | 26 | 普通自動車<br>(ダイハツ 黒色) | 大正区南恩加島 1 丁目12番先  |
| 6 月23日までに除却されたい。                                    |                    |                 | 27 | 普通自動車<br>(ミツビシ 白色) | 大正区南恩加島 1 丁目12番先  |
| その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは                      |                    |                 | 28 | 普通自動車<br>(ミツビシ 銀色) | 住之江区南港中 1 丁目 1 番先 |
| 委任した者が除却する。                                         |                    |                 | 29 | 普通自動車<br>(外国車 黒色)  | 住之江区南港中 1 丁目 1 番先 |
| No.                                                 | 種 類                | 場 所             | 30 | 普通自動車<br>(ニッサン 白色) | 住之江区南港中 6 丁目1番先   |
| 1                                                   | 普通自動車<br>(トヨタ 銀色)  | 此花区常吉 2 丁目 3 番先 | 31 | 普通自動車<br>(ダイハツ 紺色) | 住之江区南港中 6 丁目 6 番先 |
| 2                                                   | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 此花区常吉 2 丁目 3 番先 | 32 | 普通自動車<br>(ホンダ 白色)  | 住之江区南港中 6 丁目 7 番先 |
| 3                                                   | 普通自動車<br>(ニッサン 黒色) | 此花区常吉 2 丁目 3 番先 | 33 | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 住之江区南港中 8 丁目 7 番先 |
| 4                                                   | 普通自動車<br>(ミツビシ 緑色) | 此花区常吉 2 丁目 4 番先 | 34 | 普通自動車<br>(スバル 黒色)  | 住之江区南港東 1 丁目 4 番先 |
| 5                                                   | 普通自動車<br>(トヨタ 緑色)  | 此花区常吉 2 丁目 5 番先 | 35 | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 住之江区南港東 1 丁目 5 番先 |
| 6                                                   | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 此花区北港 2 丁目 2 番先 | 36 | 普通自動車<br>(ニッサン 銀色) | 住之江区南港東 1 丁目 5 番先 |
| 7                                                   | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 港区石田1丁目 3 番先    | 37 | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 住之江区南港東 2 丁目 5 番先 |
| 8                                                   | 普通自動車<br>(ダイハツ 緑色) | 港区石田 3 丁目 2 番先  | 38 | 普通自動車<br>(トヨタ 赤色)  | 住之江区南港東 3 丁目 1 番先 |
| 9                                                   | 普通自動車<br>(ミツビシ 銀色) | 港区港晴 2 丁目13番先   | 39 | 普通自動車<br>(外国車 灰色)  | 住之江区南港東 3 丁目 1 番先 |
| 10                                                  | 普通自動車<br>(ダイハツ 黒色) | 港区港晴 2 丁目13番先   | 40 | 普通自動車<br>(ホンダ 黒色)  | 住之江区南港東 3 丁目 1 番先 |
| 11                                                  | 普通自動車<br>(ダイハツ 紺色) | 港区港晴 2 丁目13番先   | 41 | 普通自動車<br>(ミツビシ 紺色) | 住之江区南港東 3 丁目 1 番先 |
| 12                                                  | 普通自動車<br>(スズキ 銀色)  | 港区港晴 5 丁目 5 番先  | 42 | 普通自動車<br>(マツダ 白色)  | 住之江区南港東 4 丁目 5 番先 |
| 13                                                  | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 港区弁天 6 丁目 3 番先  | 43 | 普通自動車<br>(ニッサン 銀色) | 住之江区南港東 4 丁目 5 番先 |
| 14                                                  | 普通自動車<br>(ミツビシ 青色) | 港区八幡屋 4 丁目 8 番先 |    |                    |                   |
| 15                                                  | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 港区海岸通 3 丁目 6 番先 |    |                    |                   |
| 16                                                  | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 港区海岸通4丁目 2 番先   |    |                    |                   |

|    |                       |                   |
|----|-----------------------|-------------------|
| 44 | 普通自動車<br>(スバル 銀色)     | 住之江区南港東 4 丁目 5 番先 |
| 45 | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)     | 住之江区南港東 4 丁目10番先  |
| 46 | 普通自動車<br>(ホンダ 銀色)     | 住之江区南港東 4 丁目11番先  |
| 47 | 普通自動車<br>(トヨタ 銀色)     | 住之江区南港東 4 丁目11番先  |
| 48 | 普通自動車<br>(スズキ 紺色)     | 住之江区南港東 4 丁目11番先  |
| 49 | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)     | 住之江区南港東 4 丁目11番先  |
| 50 | 普通自動車<br>(ミツビシ ベージュ色) | 住之江区南港東 6 丁目 2 番先 |
| 51 | 普通自動車<br>(ホンダ 紺色)     | 住之江区南港東 8 丁目 4 番先 |
| 52 | 普通自動車<br>(スズキ 白色)     | 住之江区南港南 1 丁目 1 番先 |
| 53 | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)     | 住之江区南港南 2 丁目 2 番先 |
| 54 | 普通自動車<br>(ニッサン 黒色)    | 住之江区南港南 2 丁目 9 番先 |
| 55 | 普通自動車<br>(ダイハツ 赤色)    | 住之江区南港南 2 丁目11番先  |
| 56 | 普通自動車<br>(ニッサン 紫色)    | 住之江区南港南 3 丁目 9 番先 |
| 57 | 普通自動車<br>(外国車 白色)     | 住之江区南港南 3 丁目13番先  |
| 58 | 普通自動車<br>(マツダ 青色)     | 住之江区南港南 5 丁目 1 番先 |
| 59 | 普通自動車<br>(マツダ 白色)     | 住之江区南港南 7 丁目 2 番先 |
| 60 | 普通自動車<br>(トヨタ 赤色)     | 住之江区南港南 7 丁目 2 番先 |
| 61 | 普通自動車<br>(ホンダ 白色)     | 住之江区南港南 7 丁目 2 番先 |
| 62 | 普通自動車<br>(ミツビシ 白色)    | 住之江区平林北 2 丁目 9 番先 |

(港湾局経営管理部防災・管理課)

~~~~~

大阪市告示第688号
道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成18年 6 月 9 日
大阪市長 關 淳 一

次の道路にある物件（現場において除却勧告書がはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 6 月23日までに除却されたい。
その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除却実施場所
市 道 城 東 区 第 2001 - 01 号 線	城東区野江 1 丁目20番先
市 道 平 野 区 1938 号 線	平野区平野北 1 丁目10番先
	平野区平野元町 9 番先
国 道 4 7 9 号	平野区平野元町 2 番先
	平野区平野本町 2 丁目 9 番先から 同 区同 2 丁目10番先まで
	平野区背戸口 4 丁目11番先から 同 区同 5 丁目 7 番先まで
	平野区喜連 2 丁目 5 番先

~~~~~

**大阪市告示第689号**  
次の金融機関について、店舗の所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 9 項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。  
平成18年 6 月 9 日  
大阪市長 關 淳 一

| 金融機関名          | 店舗名            | 所 在 地                                  | 変更年月日           |
|----------------|----------------|----------------------------------------|-----------------|
| 住友信託銀行<br>株式会社 | 阿 倍 野 橋<br>支 店 | 変更前<br>大阪市阿倍野<br>区阿倍野筋 1<br>丁目 6 番12号  | 平成18年<br>5 月29日 |
|                |                | 変更後<br>大阪市阿倍野<br>区阿倍野筋 2<br>丁目 5 番 6 号 |                 |

(収入役室会計指導課)

~~~~~

大阪市教育委員会告示第22号
平成18年度における大阪市立青少年会館のプールの休館日及び供用時間について、大阪市立青少年会館条例（昭和53年大阪市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、条例第 4 条第 4 項（条例第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市教育委員会
委員長 加 茂 紀 夫

会館名	夏 季 期 間 (条例第 4 条第 2 項第 1 号に規定する夏季期 間をいう。以下同じ。)	夏季期間中 の休館日	供用時間
大阪市立 浪 速 青 少 年 会 館	平成18年 7 月 1 日(土) から同年 9 月 9 日(土) まで	平成18年 9 月 3 日 (日)	午前10時 から 午後 4 時 まで
大阪市立 加 島 青 少 年 会 館	平成18年 6 月30日(金) から同年 9 月 9 日(土) まで	平成18年 7 月 2 日 (日)、8 月13日 (日)	
大阪市立 南 方 青 少 年 会 館	平成18年 6 月24日(土) から同年 9 月 3 日(日) まで	平成18年 7 月17日 (月)	
大阪市立 日 之 出 青 少 年 会 館	平成18年 7 月 8 日(土) から同年 9 月 9 日(日) まで	平成18年 7 月 9 日 (日)、同月16日(日)、 同月17日(月)、8 月 13日(日)、同月20日 (日)、9 月 3 日(日)	
大阪市立 生 江 青 少 年 会 館	平成18年 7 月10日(月) から同年 9 月 3 日(日) まで	なし	
大阪市立 住 吉 青 少 年 会 館	平成18年 7 月15日(土) から同年 8 月31日(木) まで	平成18年 7 月17日 (月)、同月18日(火)、 同月19日 (水)、同 月28日 (金)、8 月 18日 (金)	
大阪市立 平 野 青 少 年 会 館	平成18年 7 月20日(木) から同年 9 月 1 日(金) まで	平成18年 8 月 4 日 (金)、同月12日(土)、 同月13日 (日)、同 月14日 (月)	
大阪市立 西 成 青 少 年 会 館	平成18年 7 月 8 日(土) から同年 8 月27日(日) まで	平成18年 8 月 4 日 (金)	

(教育委員会事務局生涯学習部社会教育課)

~~~~~

# 公 告

## 大阪市公告第64号

次のとおり一般競争入札を執行する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長 關 淳 一

### 1 担当課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪 W T C  
ビル41階

大阪市港湾局経営管理部庶務課調達担当

電話 06-6615-7716

### 2 入札に付すべき事項

| 売払物品                              | 数量  | 初 年 度<br>登 録 年 月 | 燃 料        | 型 式              | 原動機<br>型 式 |
|-----------------------------------|-----|------------------|------------|------------------|------------|
| 中古小型乗用<br>自動車①<br>(ニッサン<br>セドリック) | 1 台 | 平成12年 3 月        | ガ ソ<br>リ ン | G F -Y31         | V G 20     |
| 中古小型乗用<br>自動車②<br>(ニッサン<br>セドリック) | 1 台 | 平成13年 3 月        | ガ ソ<br>リ ン | G F -Y31         | V G 20     |
| 中古小型乗用<br>自動車③<br>(ニッサン<br>セドリック) | 1 台 | 平成13年 3 月        | ガ ソ<br>リ ン | G F -Y31         | V G 20     |
| 中古乗合自動<br>車①<br>(ニッサン<br>シビリアン)   | 1 台 | 平成 8 年 7 月       | 軽油         | K C -<br>R W 40改 | T D 42     |

### 3 入札参加の要件

入札用紙交付期限までに、大阪市財政局契約監理部審査課に対  
し、売払入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること。

### 4 入札用紙の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 本公告の日から平成18年 6 月23日 (金) 午後 5  
時まで

(2) 交付場所 港湾局庶務課調達担当

### 5 入札保証金

免除

### 6 契約保証金

10 / 100以上を納付すること

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

### 7 入札執行場所

大阪市港湾局入札室

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪 W T C ビル40階

### 8 入札執行日時

平成18年 6 月28日（水）午前11時00分

- 9 入札の方法
- 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。
- 10 入札の無効
- ・ 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- ・ 下見についての主管局立会者確認印の無い入札
- 11 下見の場所及び日時
- 入札に参加しようとする者は、平成18年 6 月27日（火）午後 2 時に大阪市大正区鶴町 2 丁目20番47号港湾局保全整備課事務所構内で行う下見に参加すること
- (港湾局経営管理部庶務課)



**大阪市公告第65号**

次の物件は、本市の管理する道路に放置されており、市民に迷惑をかけているので、平成18年 6 月23日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

平成18年 6 月 9 日

大阪市長      關      淳      一

| No. | 種      類          | 場      所          |
|-----|-------------------|-------------------|
| 1   | 普通自動車<br>(トヨタ 白色) | 淀川区西三国 4 丁目 3 番先  |
| 2   | 普通自動車<br>(トヨタ 銀色) | 淀川区三国本町 3 丁目 2 番先 |
| 3   | 普通自動車<br>(トヨタ 黒色) | 淀川区三国本町 3 丁目 2 番先 |

(建設局管理部路政課)